

**「男女共同参画プラン日光」
平成22年度 進捗状況報告書**

平成24年 月
日光市

目次

第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3

第2章 平成22年度進捗状況

1. 計画の体系	5
2. 計画がめざす目標値表	6
3. 平成22年度進捗状況	7
基本目標Ⅰ	
施策の方向 1	7
施策の方向 2	13
施策の方向 3	15
基本目標Ⅱ	
施策の方向 4	18
施策の方向 5	25
基本目標Ⅲ	
施策の方向 6	29
施策の方向 7	33
基本目標Ⅳ	
施策の方向 8	35
施策の方向 9	38
施策の方向 10	40
4. 検証のまとめ	42

第3章 参考資料

1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯	44
2. 日光市男女共同参画推進条例	50



第 1 章 計画の趣旨と基本的な考え方



1. 計画策定の趣旨

日本国憲法に、個人の尊重と男女平等の理念がうたわれて以来、我が国では、国際社会の取組みと連動しつつ、男女平等社会の実現に向けた様々な法律や制度が整備されてきました。

いま、私たちを取り巻く社会環境は、本格的な少子高齢化や家族形態の多様化、国際化、高度情報化などを背景に、急速に変化しています。このような社会変化の中で、時代の流れを的確にとらえ、豊かで活力のある地域として発展していくためには、一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を形成していく必要があります。

このため、国においては、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。

2006年(平成18年)3月20日、近隣5市町村の合併により誕生した“日光市”は、これまで、それぞれの地域に合った男女共同参画社会づくりを推進し取り組んできました。しかし、いまだに人々の意識や行動、社会慣行の中に、男女の性別による差別や固定的な役割分担意識が存在し、多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上での障害となっています。

このような状況を踏まえ、日光市においては、これまでの旧市町村の取組みを尊重しつつ、市民と行政のパートナーシップのもと、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、ここに「男女共同参画プラン日光」を策定しました。


2. 計画の性格

- (1) このプランは、日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) このプランは、「日光市総合計画」に基づく部門計画として、また、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン(2期計画)」との整合性を図った計画です。
- (3) このプランは、市民と行政が一体となって、日光市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。


3. 計画の期間

このプランの計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の動向や変化に適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて見直しを行います。



第2章 平成22年度進捗状況

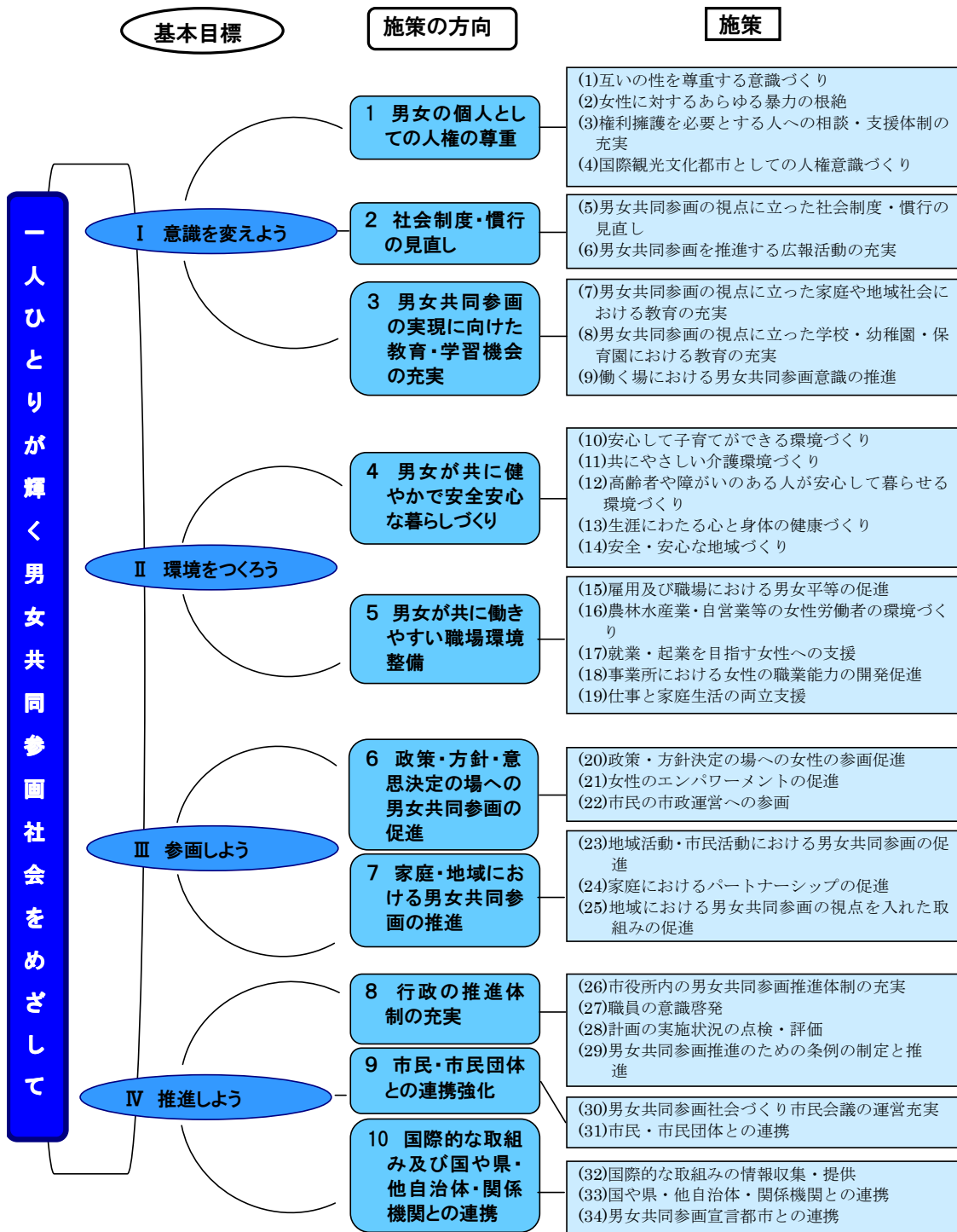


第2章では、施策の方向ごとに、総合的に進捗状況を調査しました。

昨年度までは、成果指標と事業実施状況を別章として報告していましたが、今年度は、昨年度までの反省点を踏まえ、進捗管理の主体を成果指標とし、各施策の内容ごとに主要事業を1事業選び、その実施状況調査を行いました。

成果指標のない施策の方向については、現在策定中の後期プランで成果指標とする項目を掲載し、進捗管理の参考としました。

1. 計画の体系



2. 計画がめざす目標値表

施策		目標設定指標	策定当初 (H18)	調査年度 (H22)	目標値 (H23)	達成率 (%)	
基本目標Ⅰ 意識を変えよう	1 施策の方向	男女共同参画に関する市民アンケート回収率	36.2%	48.2%	46.0%	104.8%	
		社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合	13.5%	16.2%	20.0%	81.0%	
		配偶者等からの暴力について、理解していない人の割合(※1)	6.1%	29.7%	0.0%	—	
	3 施策の方向	女性教育指導者研修の修了者数	121人	133人	150人	88.7%	
		家庭教育指導者数	53人	51人	70人	72.9%	
		ひかりの郷にっこう出前講座受講者数	4,661人	4,057人	6,000人	67.6%	
基本目標Ⅱ 環境をつくろう	4 施策の方向	放課後児童クラブ設置校数	20校	19校	25校	76.0%	
		放課後児童クラブ利用人数	1,391人	1,413人	2,300人	61.4%	
		育児相談件数	395件	546件	450件	121.3%	
		杉並木大学校(高齢者の生きがいづくり講座)受講者数	95人	76人	100人	76.0%	
		シルバー人材センター会員数	699人	636人	800人	79.5%	
		在宅介護オアシス支援施設数	12ヶ所	14ヶ所	14ヶ所	100.0%	
		NPO法人数	33法人	38法人	45法人	84.4%	
		安全安心パトロール隊員数	4,753人	3,187人	5,000人	63.7%	
		クリーンパートナー登録数	18団体	39団体	25団体	156.0%	
	5 施策の方向	農業家族経営協定の締結数	96戸	117戸	150戸	78.0%	
		女性の認定農業者数	8人	15人	14人	107.1%	
	基本目標Ⅲ 参画しよう	6 施策の方向	審議会・委員会等における女性委員の割合	25.6%	30.0%	35.0%	85.7%
			女性委員のいない審議会・委員会等の数を0にすることを目標とする(※2)	21	18	0	14.3%
市民活動支援センター登録団体数			55団体	95団体	60団体	158.3%	
パブリックコメント意見数(1件当りの意見数)			2件	1.7件	10件	17.0%	
自主防災組織数			175組織	207組織	205組織	101.0%	
基本目標Ⅳ 推進しよう	8 施策の方向	職員研修受講率	88.6%	92.6%	92.0%	100.7%	
		育児休業を取得した男性職員数	1人	5人	15人	33.3%	

※1 H18の数値は、「DVについてあてはまるものに○をつけてください。」との問いに、「まったく知らない」と回答した人の割合。H22の数値は、「次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。」との問いに、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を聞いたことがあるという人の割合70.3%を100%から引いたもの。設問が違うため、比較対象とならない。

※2 達成率の算出方法は、 $1 - (18/21) \times 100$ 。

●3. 平成22年度進捗状況●●●●●●●●●●

基本目標Ⅰ 意識を変えよう

施策の方向 1

男女の個人としての人権の尊重

進捗状況

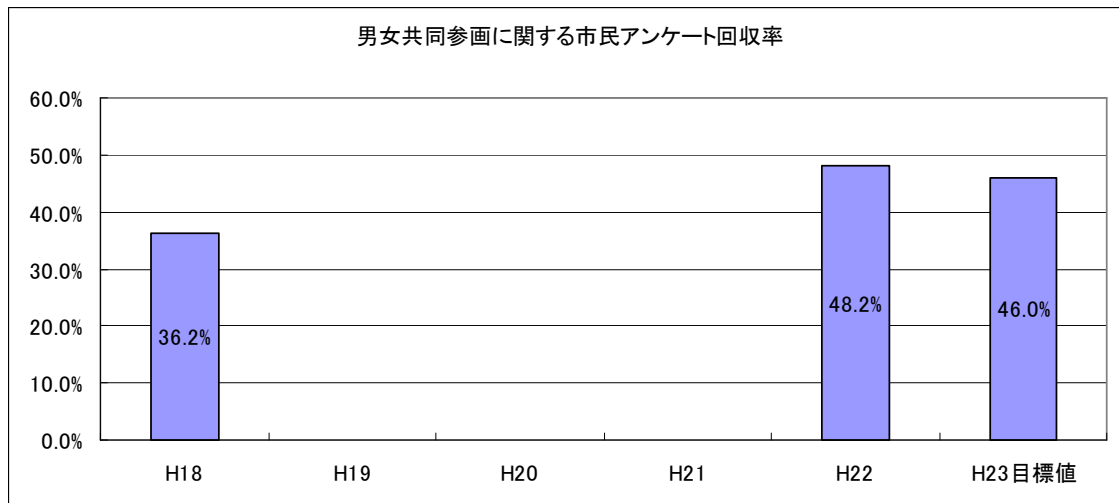
平成22年度は、基本目標にある「意識を変えよう」の指標となる「市民アンケート」を実施しました。このアンケートの結果を踏まえて今回は、3項目についての指標の数値が出ています。

アンケート回収率は目標値を超えました。これは男女共同参画に対する意識を持つ人が、4年前に比べ増えてきたと考えられます。しかしアンケート結果では、男女の地位が平等になっていると思う人の割合は目標値に達せず、今後さらなる意識啓発を行っていく必要があります。DVについて理解していない人の割合は、急増していますが、4年前と問い方が違っていています。18年度は「DVについて、あてはまるものに○をつけてください。」との問いに、「まったく知らない」に○を付けた方の割合。22年度は「次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。」との問いに、「ドメスティック・バイオレンス」に○を付けなかった方の割合。この問い方の違いが、数値の乖離になっています。この29.7%の数値を0%にすることを目標とし、周知啓発していきます。

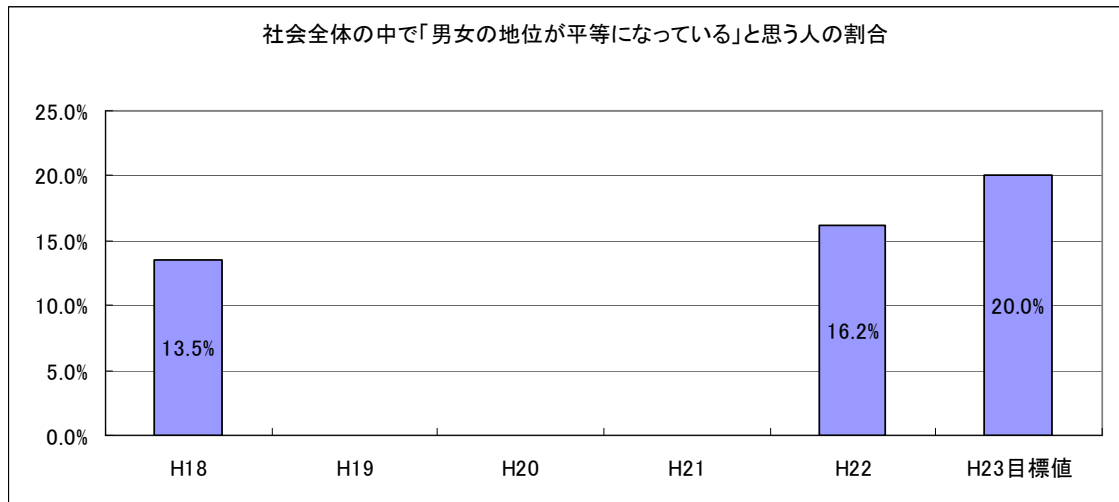
保護命令の決定率、及び地域における人権相談実施回数は、後期プランに掲載された指標です。今後それぞれの数値を改善できるよう努めていきます。

事業では、男女共同参画フォーラムが拡充され、入場者も増加しています。学校教育における性教育はこれまで同様に実施されており、市内全生徒が教育を受けていることとなります。広報紙発行事業では、全戸配布の広報紙面で、男女共同参画の視点と、表現に配慮した紙面づくりを行うことで、市民に広く男女共同参画意識の啓発を行っています。DV防止啓発講演会は、21年度にDV防止啓発として行っていましたが、22年度は児童虐待とDV防止の啓発を合わせて実施することで、防止啓発の効果を見込みました。またDV相談は、「女性相談ほっとライン」や「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、体制の充実を図りました。母子自立支援員兼婦人相談員については、資質向上のための研修を充実させていきます。ラピッド市交流、及びひかりの郷にっこう出前講座(歴史・文化・自然部門)は継続して実施しています。

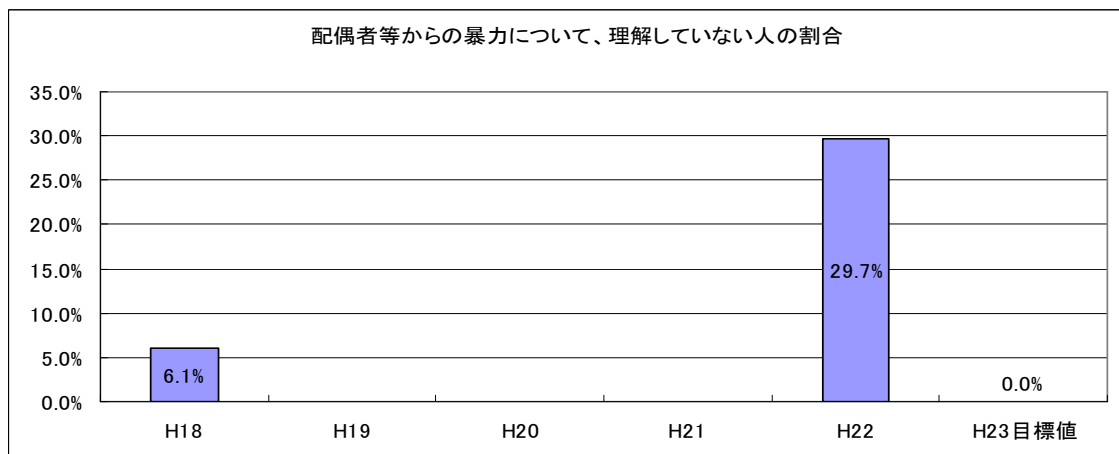
成果指標



※H19・20・21は、アンケート未実施。



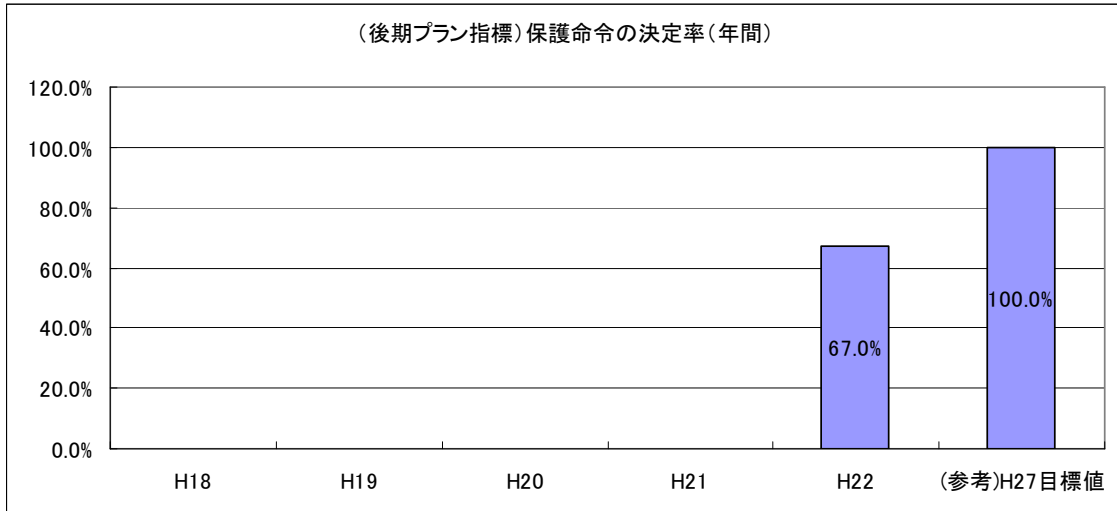
※H19・20・21は、アンケート未実施。



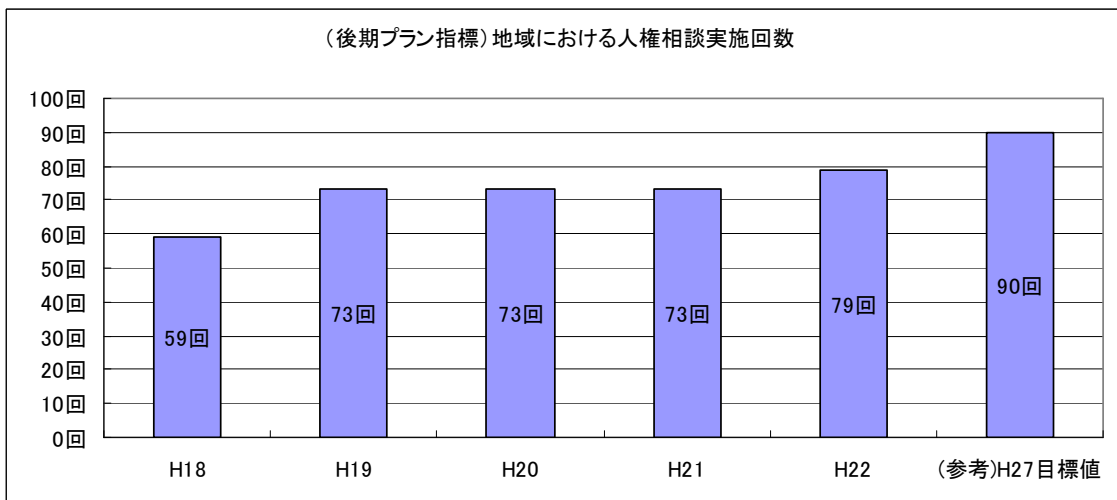
※H19・20・21は、アンケート未実施。

※H18の数値は、「DVについてあてはまるものに○をつけてください。」との問いに、「まったく知らない」と回答した人の割合。H22の数値は、「次の言葉のうち、あなたが見たり聞いたりしたことがあるものはどれですか。」との問いに、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を聞いたことがあるという人の割合

70.3%を100%から引いたもの。



※H22年8月に日光市配偶者暴力相談支援センターが設置されてからの数値



主要事業

施策(1)互いの性を尊重する意識づくり

1 男女が、個人としての人権を尊重する意識づくりを推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回の講演会を開催。	3月13日藤原総合文化会館において開催。 講師:家田荘子氏(作家・高野山真言宗僧侶) 参加者約300名	2月5日今市文化会館において開催。 講師:吉永みち子氏(ノンフィクション作家) 参加者約450名	拡充	講師派遣委託料を増額した。

2 男女が互いの性を尊重し、健康についての理解を深めます。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施。	市内全小中学校で実施。	市内全小中学校で実施。	継続	学習指導要領に即した内容で、各校とも実施。

3 男女共同参画の視点に立った広報活動を展開するとともに、メディア・リテラシー(※)向上のための広報・啓発を推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
市広報紙発行事業	毎月1回、予算特集号、計13回の広報紙の発行。	広報紙等、市の発行物における男女共同参画の視点にたった表現を促進。	広報紙等、市の発行物における男女共同参画の視点にたった表現を促進。	継続	実施状況は継続だが、引き続き表現に配慮した紙面づくりを行う。

※ メディア・リテラシー: 様々なメディアからの情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力を指します。

施策(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の要因でもある男性優位意識の改革を推進し、暴力を許さない社会的認識の形成と、被害者に対する救済と支援を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
DV防止講演会の開催	DV問題について、正しい理解を図るため、年1回講演会を開催。	2月3日、中央公民館において、DV防止啓発講演会「デートDV」をテーマに開催。 講師: アウェア代表 山口のり子氏 78名参加	11月2日、中央公民館において、児童虐待・DV防止啓発講演会として開催。 講師: 杏林大学教授 佐藤喜宜氏 118名参加	拡充	より一体的に参加者に啓発するために、DVだけでなく、児童虐待をテーマに加えた。

施策(3)権利擁護を必要とする人への相談・支援体制の充実

5 権利擁護を必要とする人への相談・支援体制を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
DV相談	婦人相談員によるDV相談の実施。	本庁に婦人相談員3名を集約し、相談体制の充実を図った。 相談件数:23件 延べ相談件数:56件	4月に「日光市女性相談ほっとライン」、8月に「日光市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、相談体制の充実を図った。 相談件数:38件 延べ相談件数:100件	拡充	4月1日「日光市女性相談ほっとライン」設置。 8月1日「日光市配偶者暴力相談支援センター」設置。

6 権利擁護を必要とする人に対する相談員の資質向上を図ると共に被害者への二次的被害を防止するための研修を行います。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
母子自立支援員及び婦人相談員の研修の充実	婦人相談所及び母子寡婦福祉連合会など、関係各機関が主催する研修会への参加。	本庁に母子自立支援員及び婦人相談員3名を集約した。相談受付体制の強化のため、最低限の窓口人員を確保し、研修会などには交代で極力参加できるよう配慮した。 研修等出席15回 延べ33名参加。	引き続き3名を配置し、相談受付体制の強化のため、最低限の窓口人員を確保し、研修会などには交代で極力参加できるよう配慮した。 研修等出席35回 延べ40名参加。	継続	相談員の援助技術の向上や、支援体制の充実のため、研修会等に積極的に参加し、相談員の資質の向上を図る。

施策(4)国際文化都市としての人権意識づくり

7 世界中の様々な国や人々を理解し、尊重する意識を育みます。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ラピッド市交流	ラピッド市と中高生交流・公式訪問団交流。	7月31日～8月11日の日程でラピッド市の中高生(8名)が日光市を訪問し、市内高校生等との交流会をはじめ、書道など日本文化を体験し交流を図った。なお、(7月21日～31日まで予定していた日光市中高生のラピッド市訪問は、新型インフルエンザの流行により中止となった。) また、10月1日～7日の日程で、日光市の市民訪問団(12名)がラピッド市を訪問し、交流を行った。	○中高生交流 7月21日～8月9日の日程で、日光市中高生20名、ラピッド市中高生9名が相互訪問を行い、ホームステイ等を通じて異文化を体験し、交流を図った。 ○公式訪問団 10月20日～10月24日までラピッド市からの公式訪問団を受入れ、交流を図った。 *これら事業を通じて、姉妹都市としての相互理解と友好親善を図り、国際的視野をもった中高生、市民の育成に寄与した。	継続	○中高生交流 これまで実施していた交流プログラムを一部見直し、新たなものを組み入れて実施した。それにより、今後の国際交流に向けて新たな礎となるものが築けた。 ○公式訪問団交流 隔年で相互訪問を実施しているが、今後は単なる交流にとどまらず、食文化、教育、観光等、分野別の懇談を盛り込むなど、プログラムの内容について検討をしたい。

8 世界遺産「日光の社寺」をはじめ歴史や文化、自然を継承する心を育みます。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ひかりの郷にっこう出前講座(歴史文化自然部門)	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「身近な自然にふれよう」をテーマに、小学生の男女21名に実施。	「びっくり杉並木」1回実施、参加者46名。 「世界に誇る杉並木物語」1回実施、参加者37名。 「二宮尊徳翁に学ぶ」1回実施、参加者11名。	継続	世界遺産の「2社1寺」や歴史的価値のある「日光杉並木」などの講座を継続し、市民の学習機会を提供していく。

進捗状況

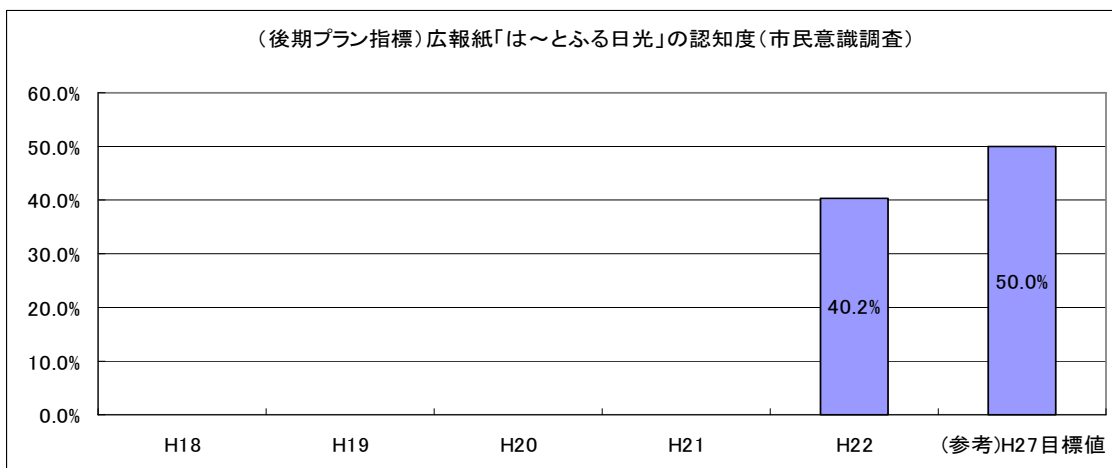
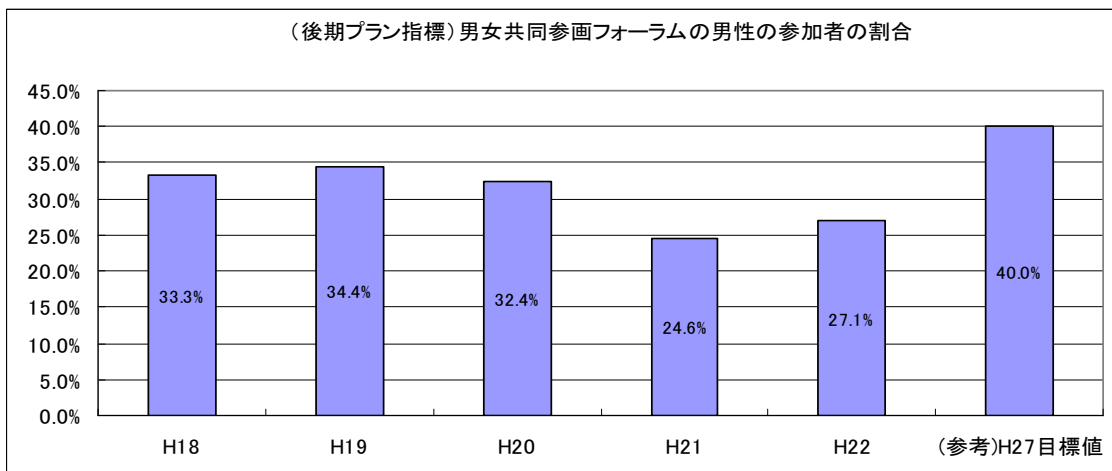
ここでは、前期プランで設定した成果指標がありませんので、後期プランの指標を示して、進捗状況を見るうえでの参考にします。

男女共同参画フォーラム時の男性参加者の割合は、参加者全員に配布したアンケートの回収結果から算出しています。アンケート回収率は4割程度ですが、入場者の約3割が男性と考えられ、近年減少傾向にあります。この割合を上げるための啓発活動を行っていく必要があります。

また、男女共同参画広報紙「は～とふる日光」の認知度は、今回のアンケートで初めて行ったもので、比較はできません。年2回全戸配布している広報紙の認知度が4割程度ということで、さらに市民の皆さんに手に取っていただけるよう、市民編集委員と工夫していきます。

事業では、は～とふる日光の発行については、上記のように努めていきます。男女共同参画セミナーは、講演テーマをより地域のニーズにあったものとし、推進していきます。市ホームページでは、引き続き市主催事業や啓発記事を掲載していきます。

成果指標



※H21以前は、調査未実施。

主要事業

施策(5)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

9 固定的な性別役割分担意識に基づく、家庭や地域の慣習やしきたりを見直し、男女共同参画を推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画啓発広報紙の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回発行。	9月と3月に発行。全世帯及び市内企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスなどについての紙面づくりを11名の市民編集委員と編集した。	9月と2月に発行。全世帯及び市内企業などに配布。イクメンなどについての紙面づくりを11名の市民編集委員と編集した。	継続	実施状況は継続だが、より魅力的な紙面づくりを市民編集委員と検討していく。

10 多様な生き方、考え方を地域社会全体が理解・尊重し、連携・協力する意識を推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	5地域ごとに開催。参加者339名。	5地域ごとに開催。参加者382名。	継続	実施状況は継続だが、より参加者を増やすための方策を検討していく。

施策(6)男女共同参画を推進する広報活動の充実

11 男女共同参画やジェンダー(※社会的性別)の視点について、わかりやすい広報活動を展開します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
市ホームページへの掲載	市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載する。	新たに、男女共同参画推進事業者の表彰制度や配偶者暴力についての記事を掲載して、充実を図った。	既存の内容を更新したほか、男女共同参画に関する市民アンケート集計結果を掲載した。	継続	市主催事業等の周知を継続して行った。

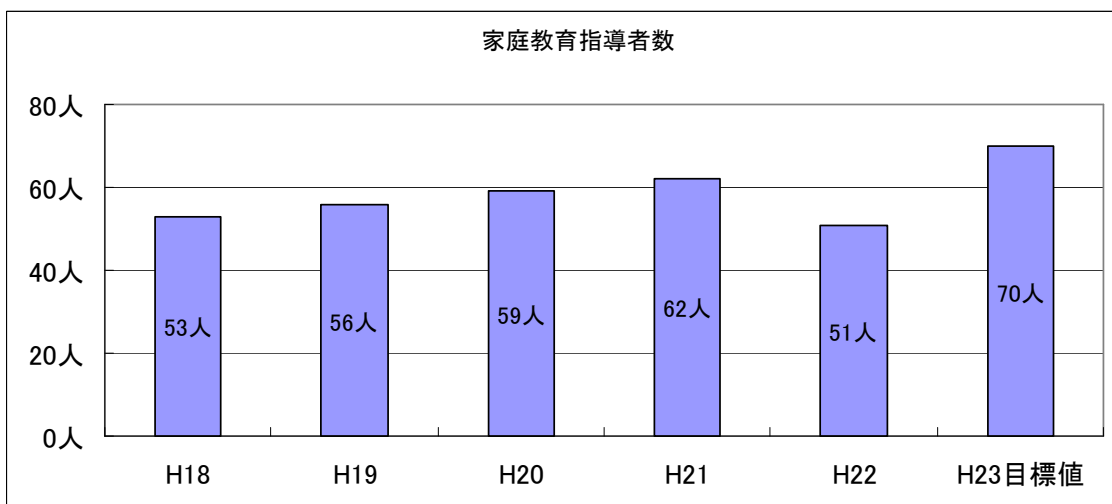
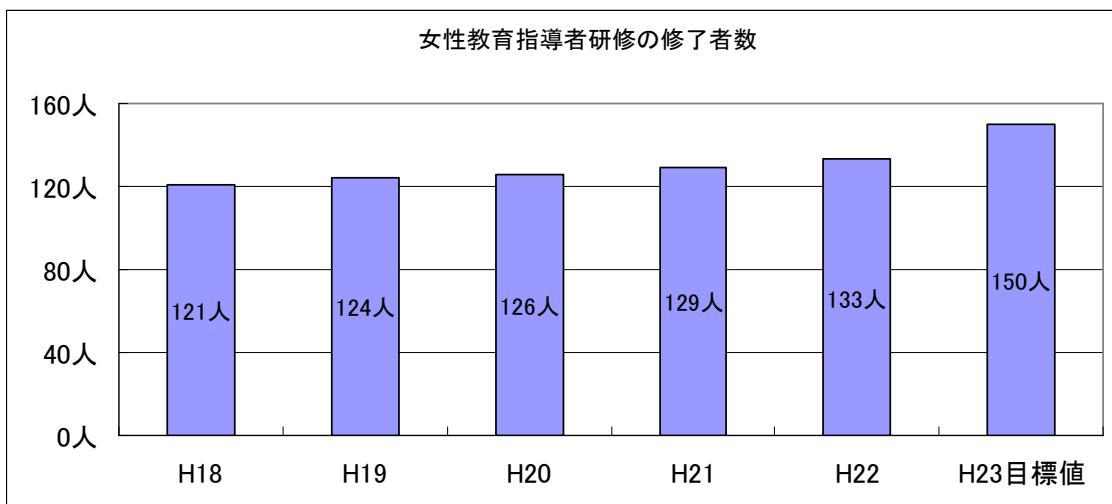
※ ジェンダー(社会的性別)：社会的・文化的に形成された性別を示す概念のこと。

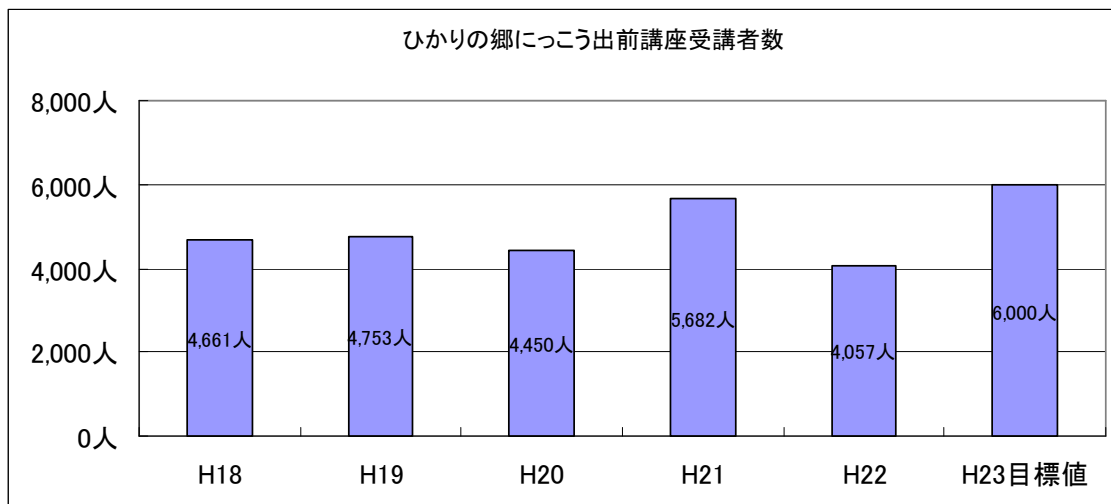
進捗状況

女性団体等に所属し各方面で活躍する方の多い女性教育指導者研修修了者数は微増していますが、目標値に及びません。さらなる研修機会の周知と積極的な受講者推薦を行う必要があります。家庭教育指導者数は減少していますが、これは栗山支部が休会したほか世代交代などによるものです。今後継続的な活動を支援し連携しながら広く周知を図り、募集を呼びかけていきます。ひかりの郷にっこう出前講座受講者数は減少しており、関係各課・機関との調整のうえ、既存講座メニューの再検討及び新規メニューの開設を積極的に行っていきます。

事業では、乳幼児期の子どもを持つ親などにも役立つセミナーを検討する必要があります。学校では全生徒に対して性教育を実施しています。また、男女共同参画社会づくり市民会議には、教職員や保育士も所属しており、市民会議を通じて共通理解を図れるよう進めていきます。働く場における学習機会としては、21年度からワーク・ライフ・バランスセミナーを実施しています。今後さらに関係各課及び関係機関と連携を図り推進していきます。

成果指標





主要事業

施策(7)男女共同参画の視点に立った家庭や地域社会における教育の充実

12 乳幼児期からの人権意識づくりを啓発・推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	5地域ごとに開催。 参加者 339名。	5地域ごとに開催。 参加者 382名。	継続	実施状況は継続だが、より参加者を増やすための方策を検討していく。

13 男女共同参画に関する基本的な研修を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	5地域ごとに開催。 参加者 339名。	5地域ごとに開催。 参加者 382名。	継続	実施状況は継続だが、より参加者を増やすための方策を検討していく。

施策(8)男女共同参画の視点に立った学校・幼稚園・保育園における教育の充実

14 人権尊重の基本となる、生命の大切さや優位意識をなくす教育を推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に性に関する指導を実施。	市内全小中学校で実施。	市内全小中学校で実施。	継続	学習指導要領に即した内容で、各校とも実施。

15 男女共同参画について、教職員・保育士等が共通理解を深めるよう推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画社会づくり市民会議の運営	小中学校教頭会をはじめ、幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会も参加して、男女共同参画についての共通理解を深め、男女共同参画社会づくりに向けた推進に取り組む。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行った。市施策全般について報告を行い意見を伺ったほか、男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行った。市施策全般について報告を行い意見を伺ったほか、男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	継続	21年度に一定の成果をあげているため、22年度も同様に実施した。

施策(9)働く場における男女共同参画意識の推進

16 働く場における男女共同参画の理解と推進に取り組めます。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識してもらい、意識の啓発をしていく。	10月7日、(財)21世紀職業財団栃木事務所との共催で実施。講師：東レ経営研究所ダイバーシティ&ワーク・ライフ・バランス研究部部長 渥美由喜氏。参加者：67名。	10月19日、中央公民館において、個人向けのテーマで実施。講師：NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 小崎恭弘氏。参加者：45名。	継続	実施内容は継続だが、より多くの参加者を募れるよう検討していく。

基本目標Ⅱ 環境をつくろう

施策の方向 4

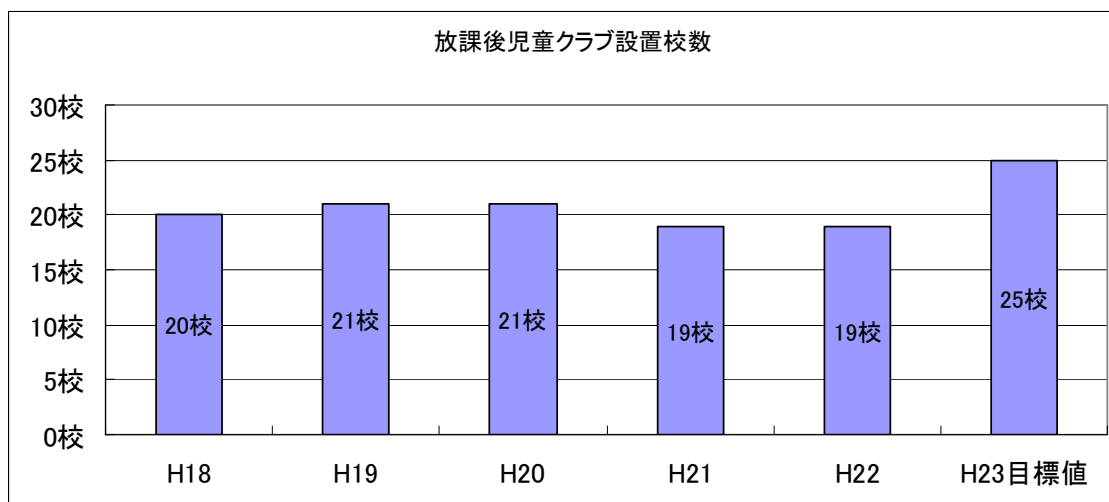
男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり

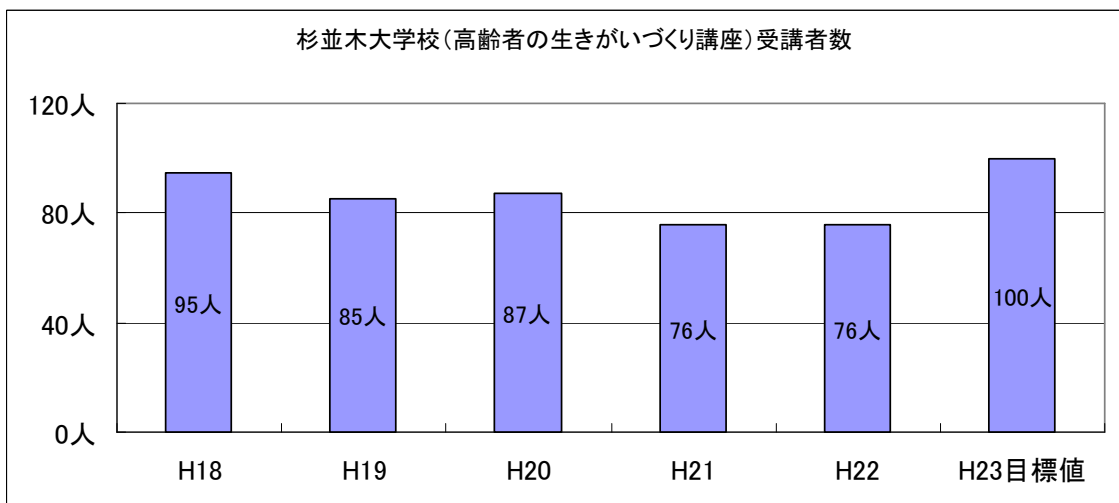
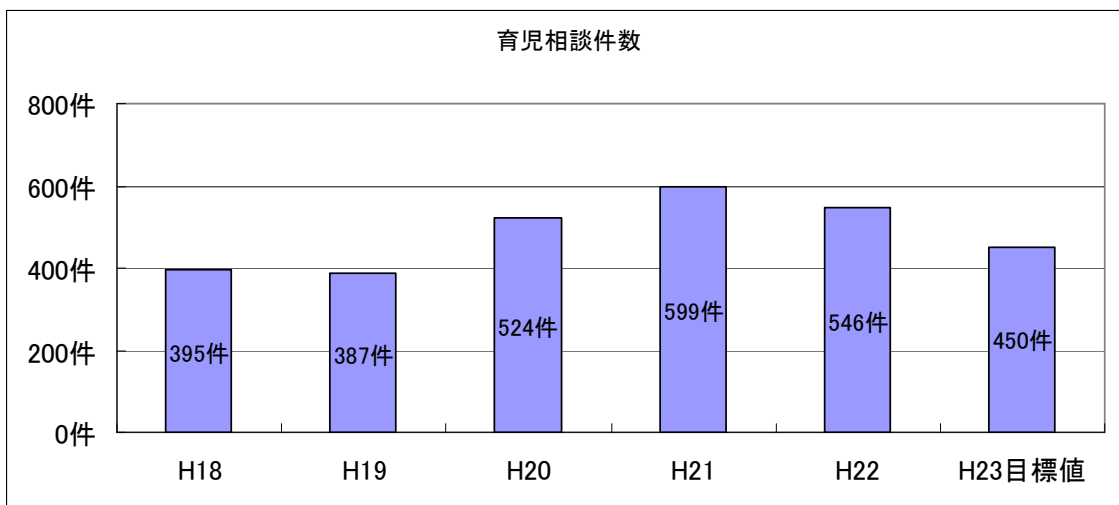
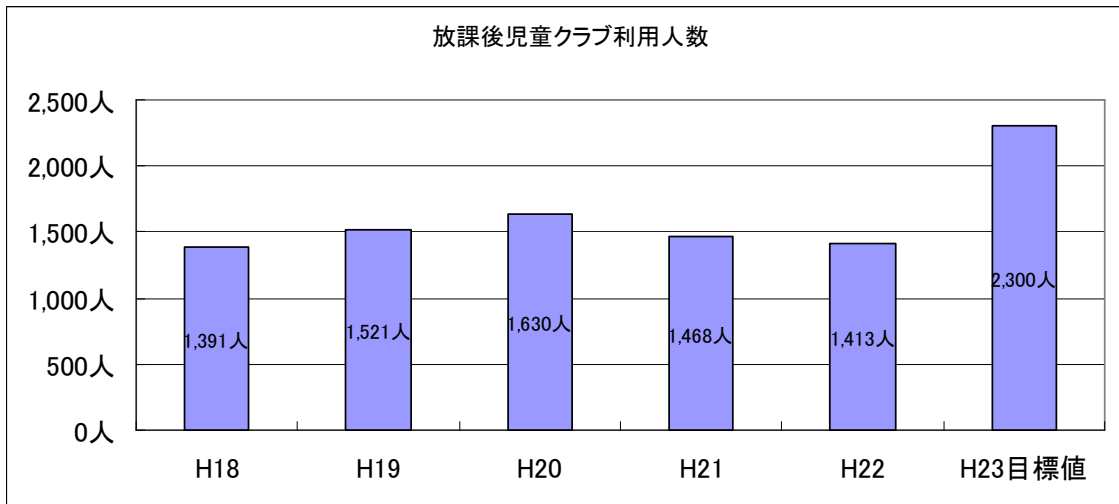
進捗状況

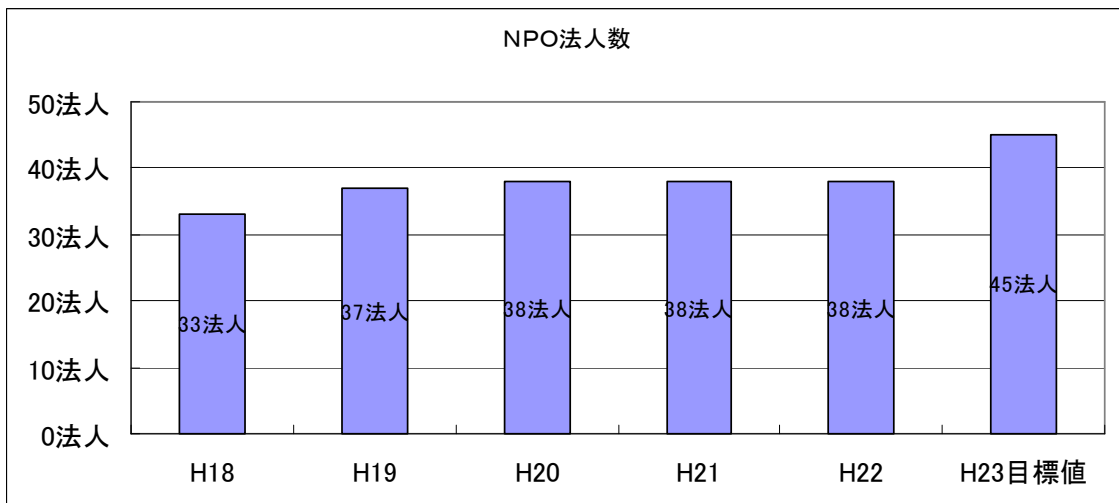
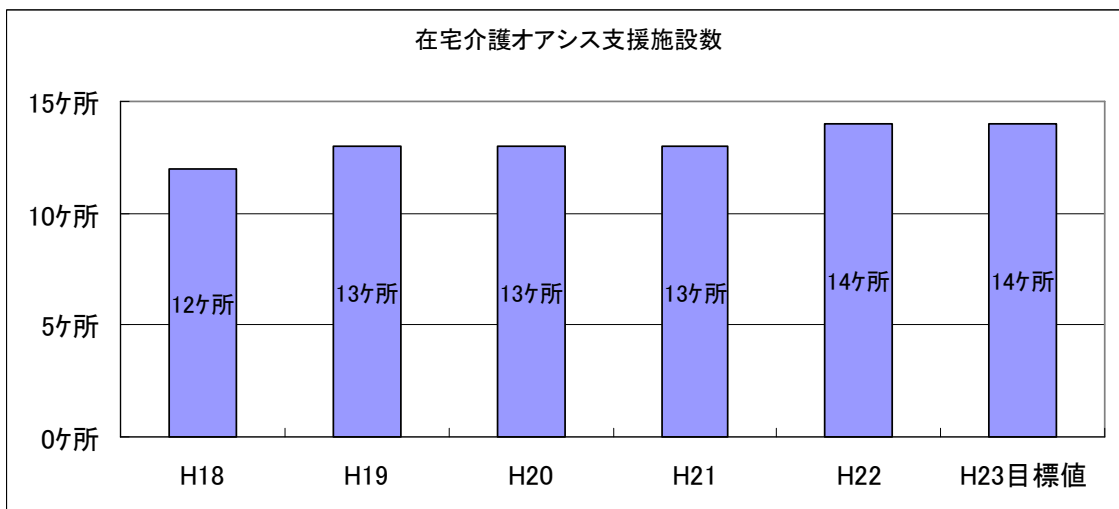
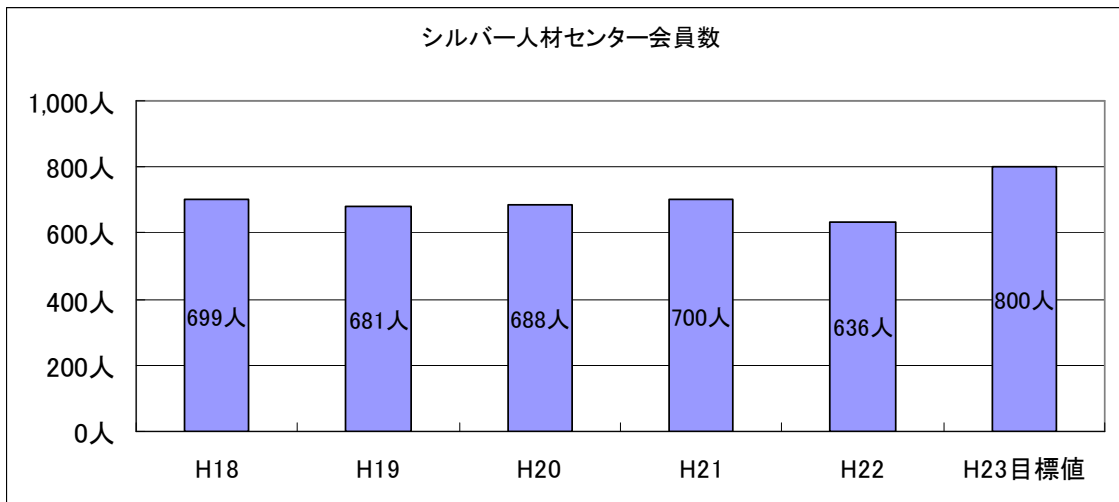
ここでの指標、在宅介護オアシス支援施設数や育児相談件数、クリーンパートナー登録数は、目標を達成していますが、22年度に落ち込んだ指標もあります。健やかで安全安心な暮らしづくりのためには、これらの数値を目標値に近づける必要があります。放課後児童クラブ設置校数は、現在の地域のニーズは満たしていると考えていますが、今後、未設置校から要望が出た場合には、児童クラブだけでなく、地域の特性にあわせて事業を展開していきます。安全安心パトロール隊員数は、今後市の広報紙及び市ホームページ等を活用し、広く周知して募集を呼びかけていきます。

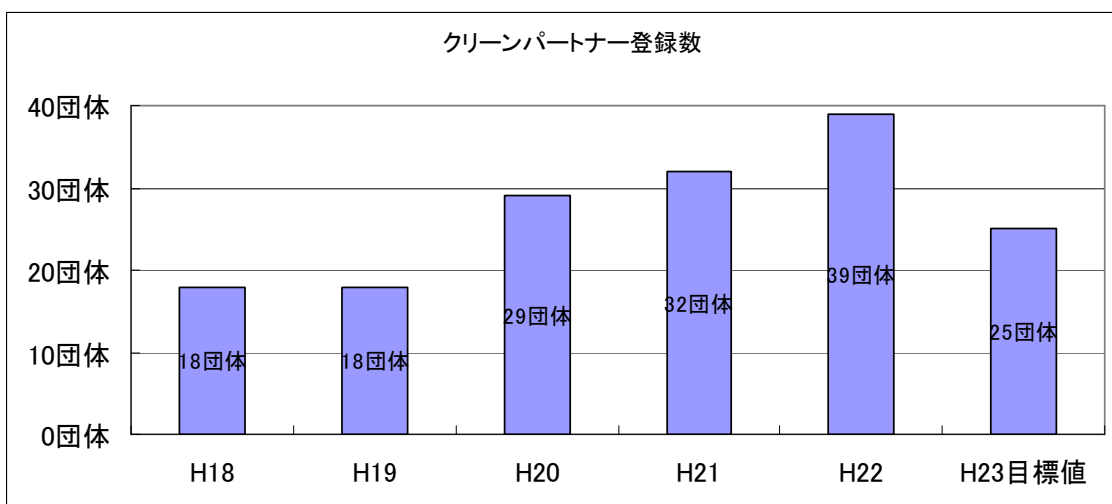
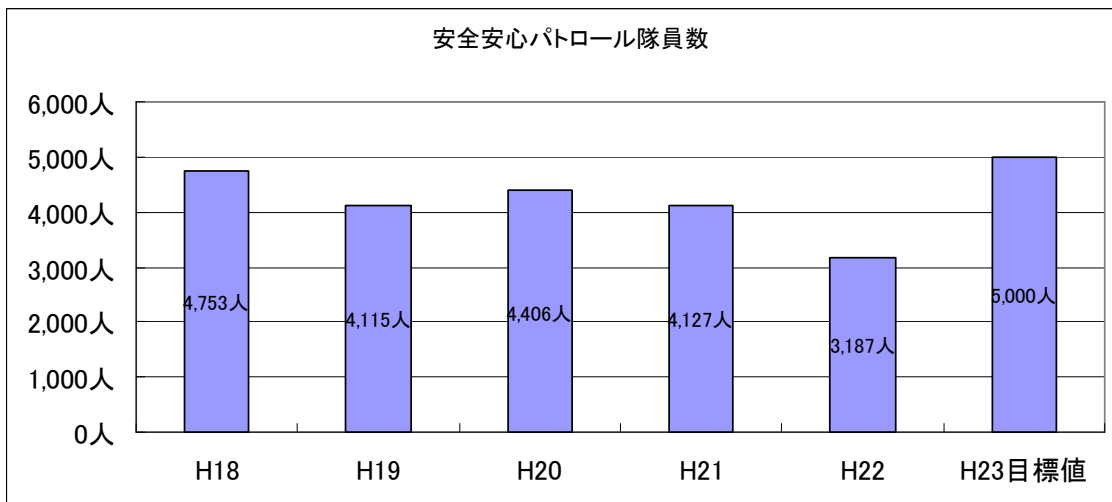
事業では、病後児保育事業、地域子育て支援センター事業、子育て相談については、21年度と同様に実施しています。在宅介護オアシス支援事業は、22年度に新たに1施設を増設し利用人数も増えています。障がい者相談支援事業は、相談支援専門員を増員し支援をより充実させています。女性サポートセンター事業は、これまでどおり講座等を行っていくほか、人材育成に主眼をおいた講座も検討します。シルバー人材センター事業、休日急患子ども診療所事業、自主防災組織育成事業、ひかりの郷にっこう出前講座(環境部門)についても継続していきます。

成果指標









主要事業

施策(10)安心して子育てができる環境づくり

17 多様なニーズに対応できる保育サービスを充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
病後児保育事業	保育園に併設した専用施設で、病気回復期にあつて集団保育が困難な児童預かりを実施。	施設数:2箇所 延べ利用者数:301名。	施設数:2箇所 延べ利用者数:531名。	継続	21年度と同様に実施した。

18 地域での子育て環境づくりを充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供や、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、既存ネットワークや子育て支援活動団体等と連携しながら、従来の乳幼児学級活動を含め、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開。	施設数:1箇所。	施設数:1箇所。	継続	21年度と同様に実施した。

19 子育てに関する相談体制を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
子育て相談（地域開放）事業	保育園において、子育て相談や情報提供を行う。	相談件数：599件。	相談件数：546件。	継続	21年度と同様に実施した。

施策(11)共にやさしい介護環境づくり

20 安心して生活できる介護サービスを充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
在宅介護オアシス支援事業	高齢者の孤独感の解消、生きがいの増進を図り、介護予防を行う。	市内に13箇所設置 延べ利用者数20,573名。	市内に14箇所設置 延べ利用者数20,833名。	拡充	新たに1施設を開設し、高齢者等の居場所づくりに資することができた。

施策(12)高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

21 高齢者の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
シルバー人材センター事業	知識、経験、技能を生かした就労の場を提供するとともに、各種研修会を開催。	会員研修会:3回 職業訓練:14回 奉仕活動:1回 95名参加。	会員研修会:4回 職業訓練:21回 奉仕活動:1回 95名参加。	継続	21年度に成果をあげているため、22年度も同様に実施した。

22 障がいのある人の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
障がい者相談支援事業	日光市障がい者相談支援センターにコーディネーター3名を配置し、各種福祉制度の紹介や相談、支援、調整等を行う。	相談件数(相談延べ件数):801名 相談実人数:164名。	相談件数(相談延べ件数):775名 相談実人数:175名。	拡充	精神障がいに関する相談が増加していることから、これらの相談に対応するとともに、障がいのある人に対する支援をより充実させるため、平成23年3月から相談支援専門員を増員した。

施策(13)生涯にわたる心と身体の健康づくり

23 生涯を通じ、心身共に健康な暮らしを支援します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
女性サポートセンター講座	働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開設。	シニアの軽スポーツ・フラダンス教室・ヨガ教室、出前講座としてボール体操等、各種講座を実施。30回、延べ482名参加。	シニアの軽スポーツ・ヨガ教室・西洋料理教室、出前講座としてボール体操等、各種講座を実施。33回、延べ498名参加。	継続	今後、サポートセンターの目的でもある「人材育成」を主眼においた講座の開催を検討する。

24 母子保健・医療対策を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
休日急患こども診療所事業	休日の一次医療を充実させるため、日曜日及び祝日に休日急患こども診療所を開設する。	受診者延人数：2,863人 診療日：69日。	受診者延人数：2,141人 診療日：67日。	継続	これまでどおり、日曜日及び祝日に休日急患こども診療所を開設した。(21年度は新型インフルエンザの流行により受診者が増加したが、22年度は例年並みとなっている。)

施策(14)安全・安心な地域づくり

25 地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
自主防災組織育成事業	自治会等の単位で、自主防災組織を結成してもらおうよう働きかけを行う。また、新規結成の際に20万円を限度に防災資機材を配布。	21年度に新たに6つの自主防災組織が結成され、市内227自治会のうち203自治会で結成された。(結成率89.4%)	22年度に新たに6つの自主防災組織が結成され、市内225自治会のうち207自治会で結成された。(結成率92.0%)	継続	21年度に十分な成果をあげているため22年度も引き続き実施した。

26 健康をおびやかす環境問題に関心を持ち、安全な環境づくりを推進します。

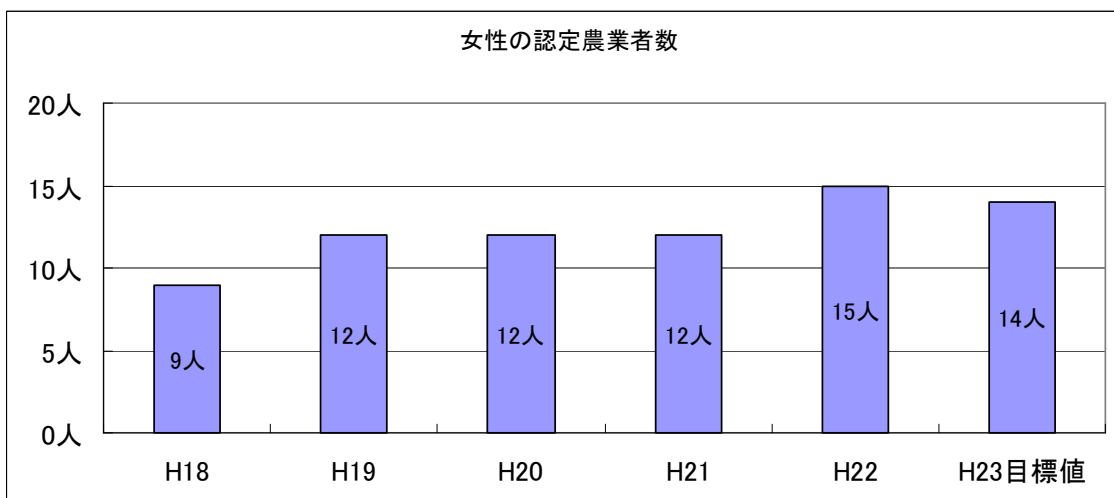
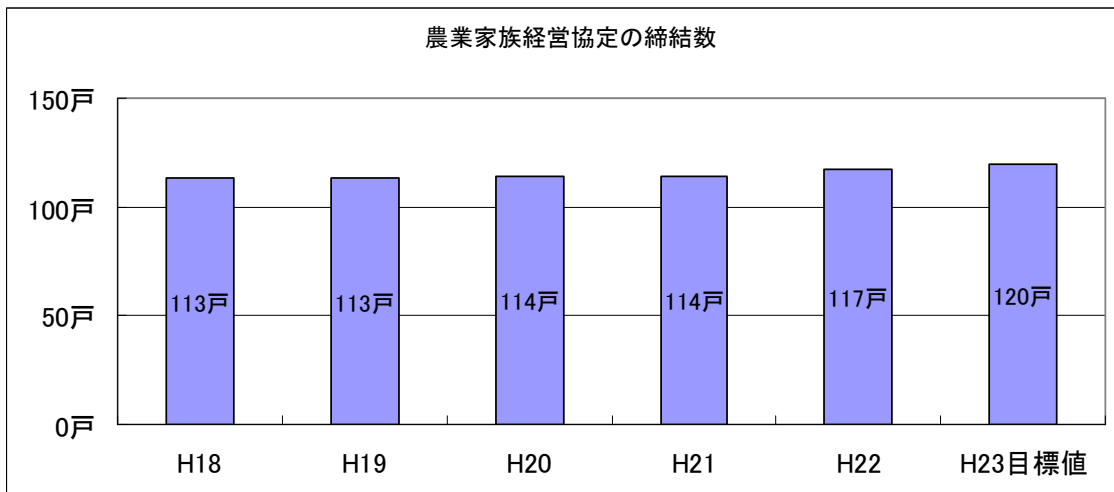
事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ひかりの郷にっこう出前講座(環境部門)	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「温暖化で、今地球が危ない！」1回実施、参加者100名。 「ゴミの減量&リサイクル」1回実施、参加者80名。	施設見学「ごみの行く先を知ろう」4回実施、参加者105名。 「ゴミの減量&リサイクル」1回実施、参加者29名。「家庭でCO ₂ を減らそう」1回実施、参加者163名。	継続	身近な環境問題として関心のある「ゴミの減量」などの講座を継続し、市民の学習機会を提供していく。

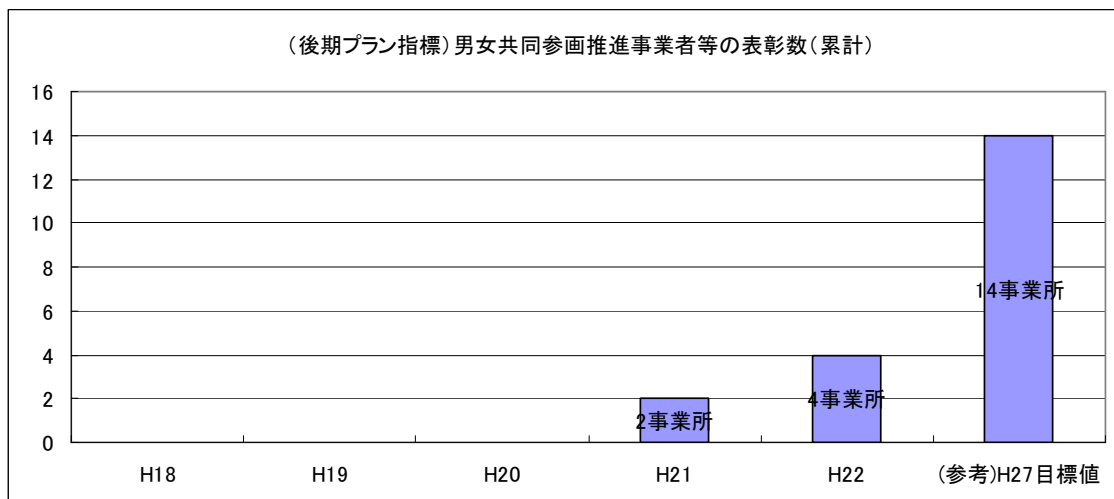
進捗状況

ここでの指標、家族経営協定の締結数は微増ながら目標値に近づいていますが、さらに働きかけていく必要があります。女性の認定農業者は22年度に目標を達成しました。後期プランの指標である男女共同参画推進事業者等の表彰数は、日光市男女共同参画推進条例施行にあわせて21年度から始まった制度であり、各年度2件の表彰がありました。今後も制度の周知に努めていきます。

事業では、男女共同参画推進事業者表彰を進めていきます。母子・父子家庭就労支援事業は、母子自立支援員による母子・父子家庭を対象に、自立支援相談や、就業のための職業能力向上支援と求職活動支援を継続して行います。ワーク・ライフ・バランスに関する啓発パンフレットの作成、及びセミナーの開催は、事業者や勤労者への啓発を行い、仕事と生活の調和が図れる体制づくりを推進していきます。

成果指標





※ 平成21年度に表彰制度が開始された。

主要事業

施策(15)雇用及び職場における男女平等の促進

27 男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、職場での男女共同参画を促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画推進事業者の表彰	日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者を表彰する。	平成21年度2件表彰。3月13日男女共同参画フォーラムの際に表彰を行った。	平成22年度2件表彰。2月5日男女共同参画フォーラムの際に表彰を行った。	継続	同様に行っているが、表彰推薦者の増につながるよう、さらに周知啓発を図る。

施策(16)農林水産業・自営業等の女性労働者の環境づくり

28 農林水産業及び家族経営的な商工業従事者、在宅勤務の女性労働者の適切な労働環境の確保を促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画推進事業者の表彰	日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者を表彰する。	平成21年度2件表彰。3月13日男女共同参画フォーラムの際に表彰を行った。	平成22年度2件表彰。2月5日男女共同参画フォーラムの際に表彰を行った。	継続	同様に行っているが、表彰推薦者の増につながるよう、さらに周知啓発を図る。

施策(17)就業・起業を目指す女性への支援

29 就業や再就職、起業を目指す女性への支援対策を推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
母子家庭及び父子家庭の就労支援事業	母子自立支援員3名による母子家庭の母、及び父子家庭の父を対象とした就労相談、支援の実施。	本庁に母子自立支援員3名を集約し、相談体制の充実を図った。児童扶養手当や父子手当の現況届けの際に、相談対象者に対し、就労支援制度や相談窓口のチラシを配布した。 相談件数延 351件。	母子自立支援員による母子家庭及び父子家庭を対象に就業による自立支援相談、職業能力向上と求職活動支援を行った。また、相談体制の充実を図った。児童扶養手当や父子手当の現況届けの際に、相談対象者に対し、就労支援制度や相談窓口のチラシを配布した。 相談件数延 219件。	継続	21年度に一定の成果をあげているため、22年度も同様に実施した。

施策(18)事業所における女性の職業能力の開発促進

30 事業所における女性への研修や訓練の機会を提供し、ポジティブ・アクション(※積極的改善措置)の啓発を促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの作成	性別によらない人材育成や男女ともに働きやすい環境づくりへの啓発を行う。	企業向けワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成し、企業に配布した。	個人向けワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成し、関係団体やセミナー参加者等に配布した。	継続	企業向けに続き、個人向けのパンフレットを作成した。今後内容を更新するなど、さらに内容を充実させていく。

※ ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

施策(19)仕事と家庭生活の両立支援

31 事業所における育児・介護休業法の普及を図り、次世代育成支援対策法に基づく企業での取組みを支援します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識してもらい、意識の啓発をしていく。	10月7日、(財)21世紀職業財団 栃木事務所との共催で実施。 講師:東レ経営研究所ダイバーシティ&ワーク・ライフ・バランス研究部部長 渥美由喜氏。 参加者:67名。	10月19日、中央公民館において、個人向けのテーマで実施。 講師:NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 小崎恭弘氏。 参加者:45名。	継続	実施内容は継続だが、より多くの参加者を募れるよう検討していく。

基本目標Ⅲ 参画しよう

施策の方向 6

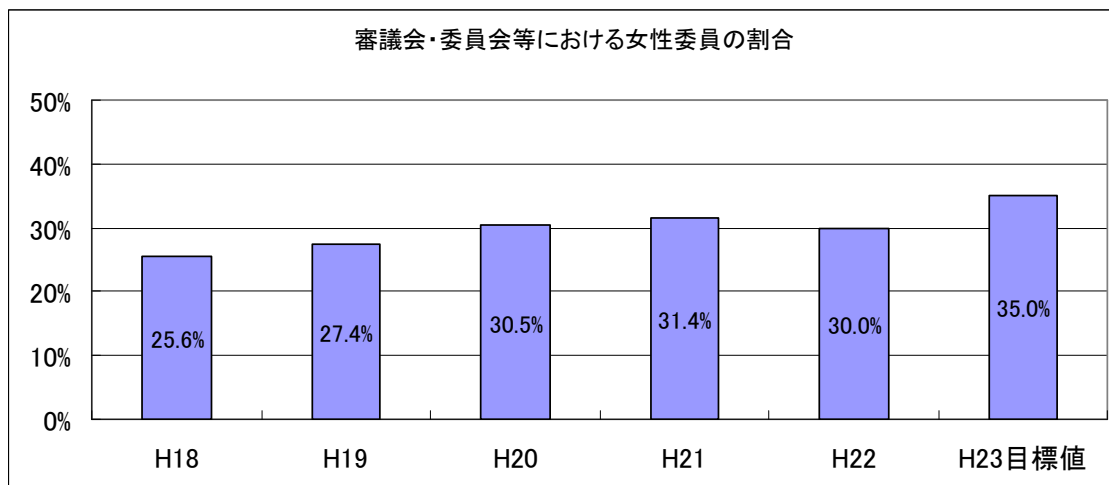
政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

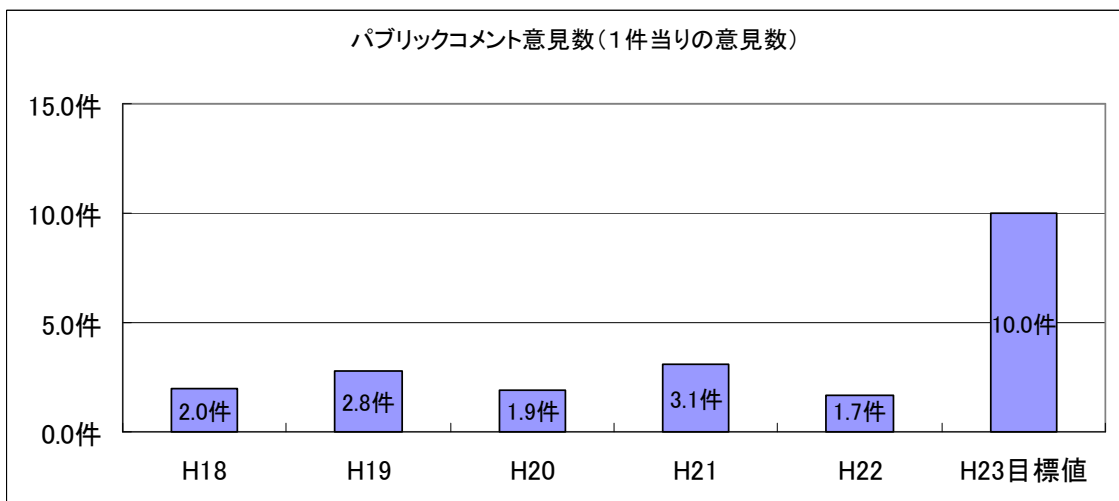
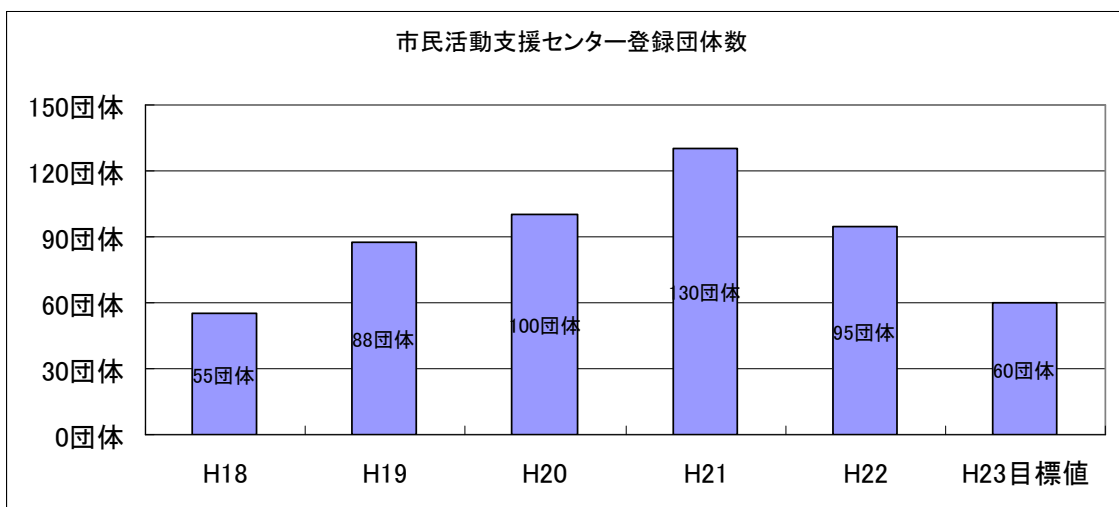
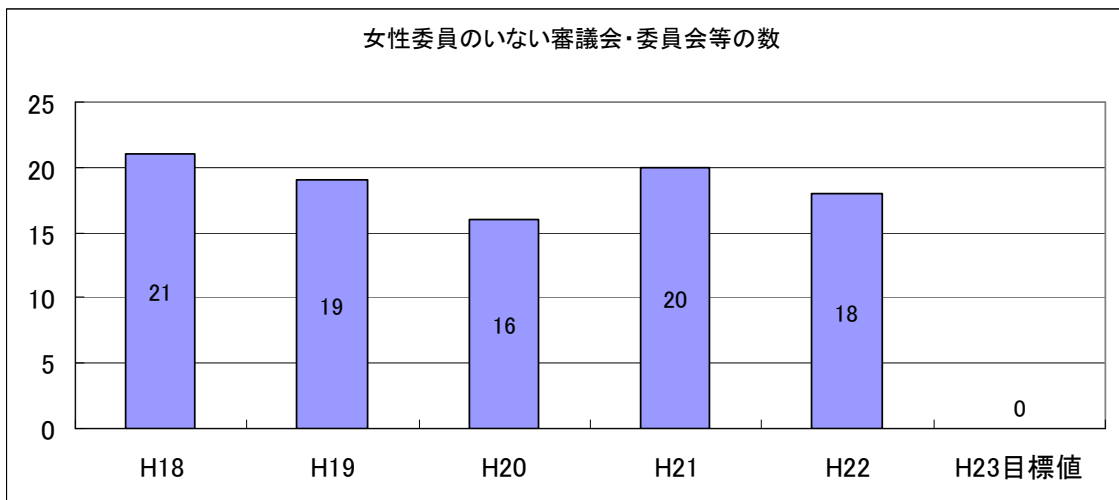
進捗状況

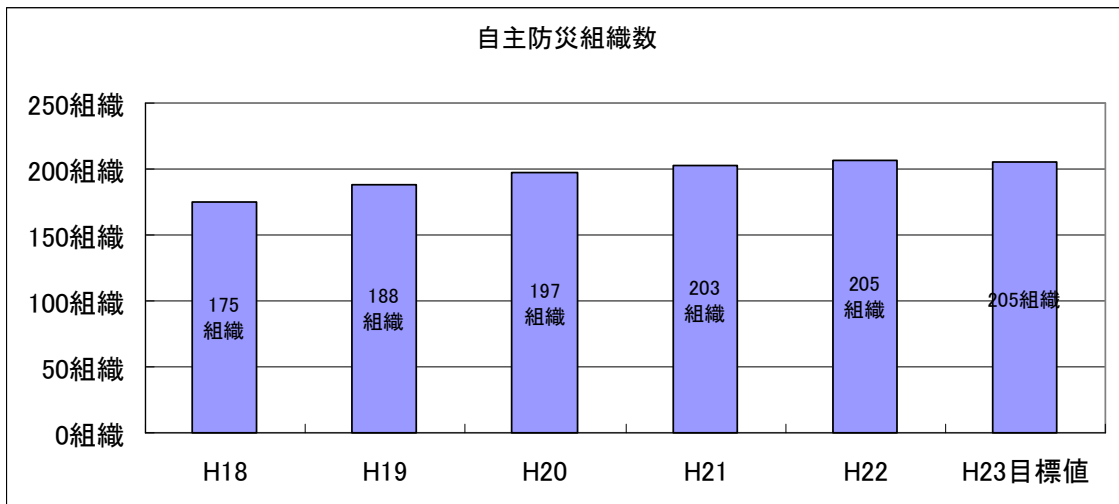
審議会等における女性委員の割合は、21年度まで伸びていたものが22年度に落ち込みました。これは職員を委員とする充て職が多いことが大きな原因と考えられます。また女性委員のいない審議会等は21年度よりは減少したものの、目標値には遠い数値になっています。女性委員登用促進として、女性の割合を35%以上にするという庁内基準がありますので、引き続き庁内に周知徹底していきます。パブリックコメント意見数は改善していないため、市広報紙、ホームページでパブリックコメントの意義、必要性等をわかりやすく周知していく必要があります。市民活動支援センター登録団体数、及び自主防災組織数は、目標を達成しています。

事業では、女性委員の登用率調査については、毎年10月1日現在で調査しており、結果は下記指標のとおりです。女性リーダーの育成支援は、県主催男女共同参画関係セミナーへ受講者を積極的に推薦していきます。意見の申出については、21年4月の日光市男女共同参画推進条例施行による制度ですが、現在申出はありません。市の広報紙やホームページへ周知記事を掲載し、制度の周知に努めていきます。

成果指標







主要事業

施策(20)政策・方針決定の場への女性の参画促進

32 あらゆる分野における、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
各種審議会及び委員会などにおける女性委員の登用率調査	市の審議会などにおける女性委員の比率を平成23年度までに、35%にすることを目標に、毎年度10月1日を基準日として調査、公表する。	10月1日現在、女性委員の登用率31.4%。	10月1日現在、女性委員の登用率30.0%。	継続	地方自治法第202条の3や第180条の5に基づいた審議会等を対象にした調査についても検討していく。

施策(21)女性のエンパワメント(※)の推進

33 あらゆる分野において活躍するよう、女性のエンパワメントを推進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
女性リーダーの育成・支援	女性リーダーを育成するため、県事業である「次世代人材育成事業」や「女性教育指導者研修授業」への推薦を行なう。	「女性教育指導者研修事業」へ3名の推薦を行なった。 (「次世代人材育成事業」は、中止。)	「次世代人材育成事業」へ、1名の推薦を行った。 「女性教育指導者研修事業」へ4名の推薦を行なった。	継続	今後も積極的に推薦を行っていく。

※ 女性のエンパワメント：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

施策(22)市民の市政運営への参画

34 市民への情報公開を促進し、市政運営への積極的参加を推進します。

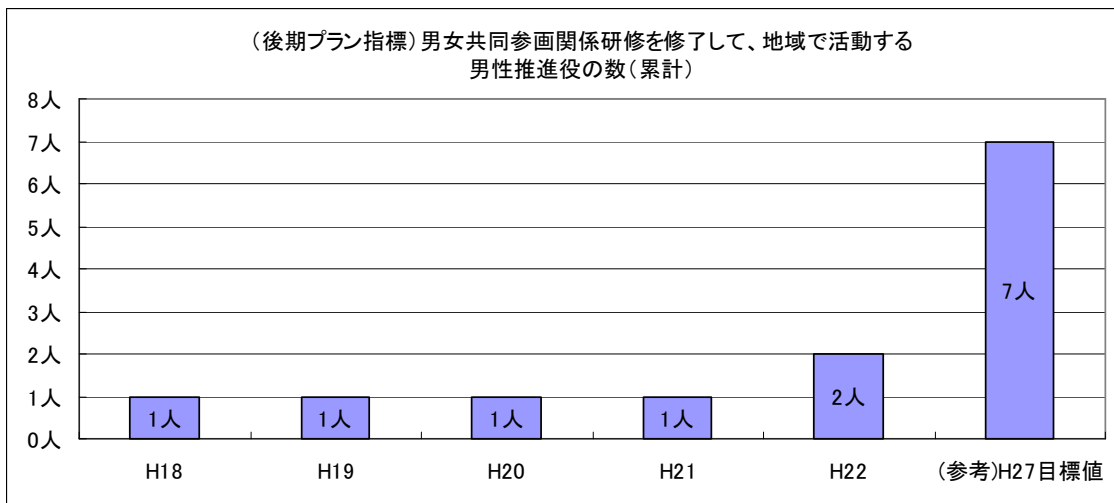
事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画の施策等に対する意見の申出	男女共同参画の施策の意見等に対する市民からの申出制度を男女共同参画広報誌で周知した。	年9月25日発行の男女共同参画広報紙第7号に記事を掲載。申出件数0件。	男女共同参画に関する市民アンケート(2,000名対象)で、制度名称を紹介。 申出件数:0件。	継続	制度の周知を図る。

進捗状況

ここでは後期プランの指標である、男女共同参画関係研修を修了して、地域で活動する男性推進役の数で、進捗状況を確認しました。この男性推進役の数は、21年度まで1名でしたが22年度に2名になりました。この指標は、県主催の女性教育指導者研修及び男女共同参画セミナー「ステップアップコース」の修了者の合計数になります。単発の研修会と違い数回のコースによる研修で、修了者は市町村に報告され、地域での推進役として活躍しています。これらの研修修了者のほとんどは女性です。これまで女性に対する政策が重視されてきましたが、これからは男性の意識改革が重視されてきます。そのためにも男性の推進役が重要になります。日光市総合計画後期計画でも、新たにこの指標を設定し、今後重点施策として推進していきます。

事業では、男女共同参画セミナーについては、5地域それぞれのニーズに合ったテーマで実施していきます。男女共同参画広報紙「はーとふる日光」は、家庭におけるパートナーシップの促進も視野に編集していきます。自主防災組織育成事業は、地域における男女共同参画の視点を入れた取り組みを促進します。

成果指標



主要事業

施策(23)地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

35 自治会等の地域活動やNPOなどの市民活動において、男女が共に参画するよう促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	5地域ごとに開催。参加者 339名。	5地域ごとに開催。参加者 382名。	継続	実施状況は継続だが、より参加者を増やすための方策を検討していく。

施策(24)家庭におけるパートナーシップの促進

36 性別によって役割を決めず、家庭内での相互協力を促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画啓発広報紙の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回発行。	9月と3月に発行。全世帯及び市内企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスなどについての紙面づくりを11名の市民編集委員と編集した。	9月と2月に発行。全世帯及び市内企業などに配布。イクメンなどについての紙面づくりを11名の市民編集委員と編集した。	継続	実施状況は継続だが、より魅力的な紙面づくりを市民編集委員と検討していく。

施策(25)地域における男女共同参画の視点を入れた取組みの促進

37 男女共同参画の視点を入れた取組みを促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
自主防災組織育成事業	自治会等の単位で、自主防災組織を結成してもらおうよう働きかけを行う。また、新規結成の際に20万円を限度に防災資機材を配布する。	21年度に新たに6つの自主防災組織が結成され、市内227自治会のうち203自治会で結成された。(結成率89.4%)	22年度に新たに6つの自主防災組織が結成され、市内225自治会のうち207自治会で結成された。(結成率92.0%)	継続	21年度に十分な成果をあげているため22年度も引き続き実施した。

基本目標Ⅳ 推進しよう

施策の方向 8

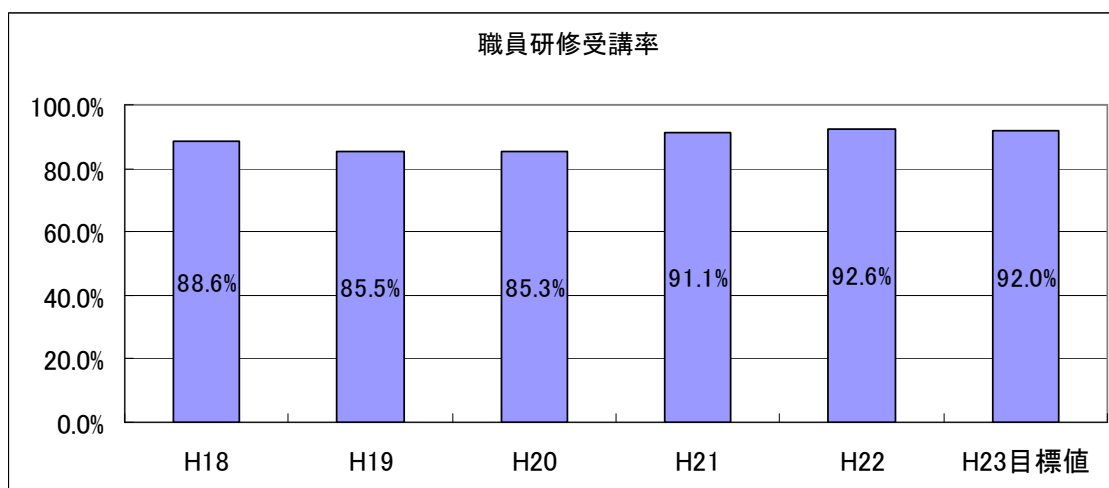
行政の推進体制の充実

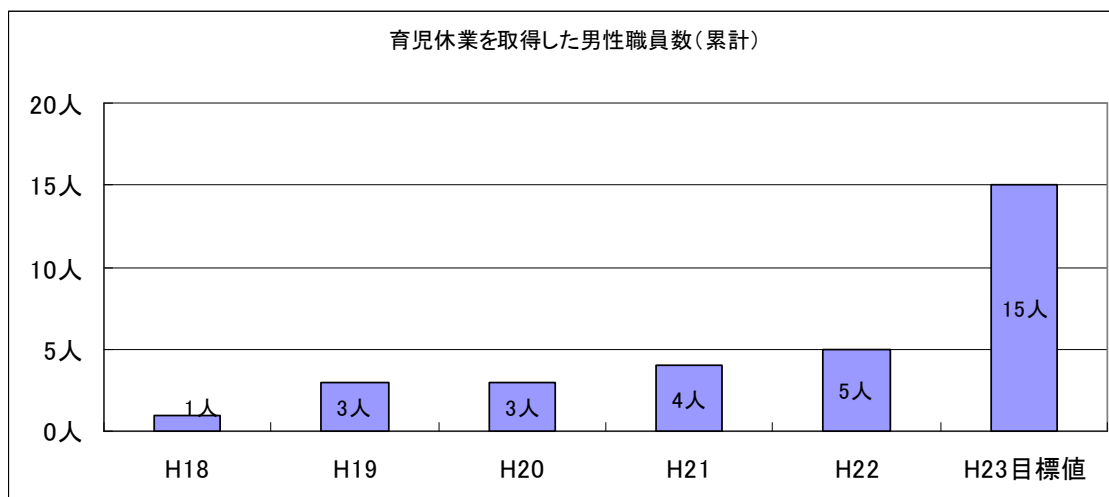
進捗状況

日光市における男女共同参画施策を進めるうえで、市職員の意識向上は必須となります。職員研修受講率は22年度に目標を達成しました。しかし育児休業を取得した男性職員数は伸び悩んでいます。これは配偶者が育児休業を取得している場合に取得できないことや、収入減が考えられます。しかし平成22年6月の条例改正により、配偶者が育児休業等を取得している場合でも取得可能となり、平成23年12月からは、1ヶ月以下の休業の場合には期末手当の減額がされないことになりました。また休業中は共済組合からの手当支給も行われることから、今後は、制度の周知を行いながら、負担の少ない比較的短期の育児休業の取得促進に力を入れていきます。

事業では、男女共同参画社会づくり推進本部の運営については、施策を効果的に推進するために実施しています。職員向けセクハラ研修の実施、職員研修については、一定の成果を収めたため、対象職員階層を変えるなど継続して行っています。男女共同参画推進条例に掲げる施策の実行は、21年度を初年度とする事業を含め様々な施策を継続して行っています。

成果指標





主要事業

施策(26)市役所内の男女共同参画推進体制の充実

38 男女共同参画に関する施策を効果的に進めるため、推進体制を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画社会づくり推進本部の運営	市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合かつ効果的に推進する。	推進本部を3回、幹事会を4回開催し、主に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」及び「男女共同参画プラン日光」の進捗状況についての検討を行なった。	推進本部を3回、幹事会を3回開催し、主に「男女共同参画後期プランの策定」及び「プランの進捗状況」についての検討を行った。	継続	設置規則にそって運営している。

施策(27)職員の意識啓発

39 全職員が男女共同参画に対する共通認識を持てるよう、職員の意識啓発を行います。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
セクシュアル・ハラスメント研修の実施	セクシュアル・ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処方法を学習する。	副主幹以下の職員対象 受講対象者数：236人 受講者数：187人 受講率：79.2%。	副主幹以上の職員対象 受講対象者数：192人 受講者数：143人 受講率：74.4%。	継続	H21年度に約8割の受講率を得たため、対象職員階層を変え継続的に実施した。

40 男女共同参画を推進するための女性のエンパワメントを促進します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
職員研修	職員の能力向上を目指し、自己啓発、職場研修、職場外研修を大きな柱として職員研修を実施する。	職場外研修として、階層別研修、専門研修等において、延べ 1,539 人の受講があり、このうち女性職員の受講者数は、延べ 417 人(27.1%)。 21年4月1日現在の女性職員数、全職員 1,176 人中 362 人(30.1%)。	職場外研修として、階層別研修、専門研修等において、延べ 1,057 人の受講があり、このうち女性職員の受講者数は、延べ 381 人(36.0%)。 22年4月1日現在の女性職員数、全職員 1,150 人中 356 人(31.0%)。	継続	21年度の延べ受講者数において一定の成果を得たため、22年度も継続的に実施した。

施策(28)計画の実施状況の点検・評価

41 この計画を実効性あるものとするため、的確な進捗状況の点検・評価・公表を行い、着実な推進を図ります。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
「男女共同参画プラン日光」進捗状況調査の実施	総合的かつ計画的に施策を推進するため、進捗状況の点検・評価・公表を行う。	数値目標及び132の事業について報告書を作成し、ホームページ等で公表した。	数値目標及び132の事業について報告書を作成し、ホームページ等で公表した。	継続	条例に規定されている進捗状況調査を実施し、公表した。

施策(29)男女共同参画推進のための条例の制定と推進

42 男女共同参画推進のための条例を市民との協働により検討、制定し、積極的に推進します。

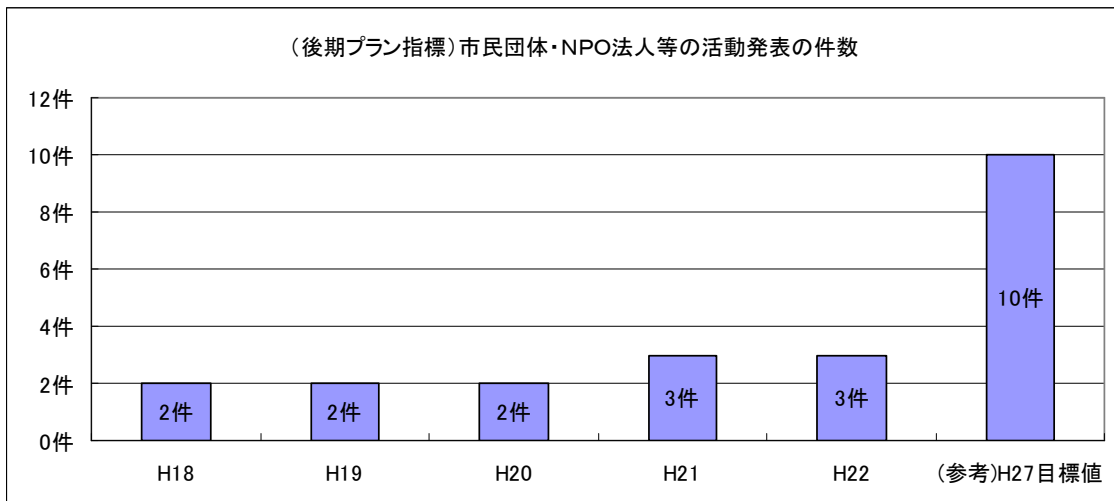
事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
「日光市男女共同参画条例」に掲げる施策の実行	平成 21.4.1 施行の「日光市男女共同参画推進条例」に掲げる施策に基づく様々な事業を実施する。	日光市男女共同参画審議会の設置、配偶者からの暴力対策基本計画の策定、男女共同参画推進事業者表彰制度の創設、男女共同参画の施策等に対する意見の申出、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催等を新たに実施した。	21年度新規事業の継続実施のほか、男女共同参画後期プランの策定のための市民意識調査(市民2,000名、及び事業者100事業所、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事している方100名)を実施した。	継続	条例に規定されている施策を実施した。

進捗状況

ここでは後期プランの指標である市民団体・NPO法人等の活動発表の件数で、進捗状況を確認しました。これはセミナーやフォーラム等の場で市民団体等が活動発表を行った件数になります。この指標を伸ばすことで、市民団体等の活動を促進することができ、市との連携も強化されてくると考えます。また、市民にも活動内容を伝えることができ、入会希望者も期待できます。現在発表件数は少ない状況ですが、今後さらに機会を提供していきます。

事業では、男女共同参画社会づくり市民会議については、施策について意見を求めるだけでなく、男女共同参画推進事業を協働で進める方策を検討していきます。日光市女性団体連絡協議会への支援は、団体の目的である心豊かな住みよいまちづくりに向けて、支援していきます。栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会へは、連絡会が活動しやすい環境づくりを支援していきます。

成果指標



主要事業

施策(30)男女共同参画社会づくり市民会議の運営充実

43 市民のニーズと多様な意見を施策に反映するために、市民の推進組織である男女共同参画社会づくり市民会議の機能を効果的に発揮できるよう運営を充実します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
男女共同参画社会づくり市民会議の運営	小中学校教頭会をはじめ、幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会も参加して、男女共同参画についての共通理解を深め、男女共同参画社会づくりに向けた推進に取り組む。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行った。市施策全般について報告を行い意見を伺ったほか、男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行った。市施策全般について報告を行い意見を伺ったほか、男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	継続	21年度に一定の成果をあげているため、22年度も同様に実施した。

施策(31)市民・市民団体との連携

44 男女共同参画を推進するため、市内女性団体との連携を図りながら、活動支援を行います。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
女性団体への支援	市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援。	市女性団体連絡協議会及び構成団体の会議や研修などへの支援を行なった。	市女性団体連絡協議会及び構成団体の会議や研修などへの支援を行なった。	継続	必要に応じた支援を行った。今後も効果的な支援を検討していく。

45 男女共同参画の自主的活動を行うNPO・市民団体・グループと積極的に連携を深め、交流の機会やネットワークづくりを支援します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会への支援	「連絡会」の活動支援、及び情報提供。	総会、及び男女共同参画フォーラムでの来場者への啓発活動への支援。	総会、及び男女共同参画フォーラムでの来場者への啓発活動への支援。	継続	必要に応じた支援を行った。今後も効果的な支援を検討していく。

施策の方向10

国際的な取組み及び国や県・他自治体・関係機関との連携

進捗状況

ここでは後期プランの指標である、世界の女性を取り巻く状況の情報提供、及び男女共同参画に関する情報の提供で、進捗状況を確認しました。主に市ホームページでの情報提供になりますが、これまで市の取組状況のみの掲載であり、国、世界における男女共同参画状況の情報提供は22年度まで行っておりません。市ホームページで市の取組みに加え、市を取り巻く状況を紹介することで、よりわかりやすく男女共同参画社会づくりの状況を提供できると考えます。今後積極的に情報を提供していきます。

事業は、男女共同参画全国会議への日光市女性団体連絡協議会の参加は、世界・国の情報収集の場であり、積極的に参加していきます。また栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会にも参加を促していきます。先進地の視察研修は、男女共同参画社会づくり市民会議を対象とし、毎年実施していますが、近隣市町村の先進事例を学ぶ貴重な機会であるため、今後も実施していきます。宣言都市サミットへは近年参加していませんが、今後、関係団体と参加していきます。

主要事業

施策(32)国際的な取組みの情報収集・提供

46 男女共同参画についての国際的な情報を収集し、積極的に市民・庁内に提供します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」への市女性団体連絡協議会の参加	毎年度6月に実施している「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」に市女性団体連絡協議会から希望者を募り参加してもらう。国際的な取組み状況等様々な情報を収集する。	6月12日東京都新宿区で開催。参加者40名。	不参加。 (6月22日東京都港区で開催。)	継続	関係団体等と参加していく。

施策(33)国や県・他自治体・関係機関との連携

47 国や県・他自治体・関係機関との連携を深め、情報の収集を行い、市民に提供します。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
先進地の視察研修	市民会議及び職員による、男女共同参画先進地の視察研修を実施。	8月27日に「川崎市男女共同参画センター」の視察研修をおこなった。市民会議委員10名、職員2名参加。	8月25日に「佐野市男女共同参画推進センター」の視察研修をおこなった。市民会議委員14名、職員1名参加。	継続	21年度に十分な成果をあげているため、22年度も同様に実施した。

施策(34)男女共同参画宣言都市との連携

48 男女共同参画宣言都市との連携を図り、市民の気運の醸成を図ります。

事業名	事業内容	21年度実施状況	22年度実施状況	区分	区分の内容
全国男女共同参画宣言都市サミットへの参加	「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した自治体が集いサミットを開催し、交流を深めるとともに、連携と意識の高揚を図る。	不参加 (11月6日宮崎県延岡市で開催。)	不参加 (10月7日岩手県大船渡市で開催。)	継続	関係団体等と参加していく。

4. 検証のまとめ

日光市では、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策と位置付け、平成20年3月に「男女共同参画プラン日光」を策定し、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向け、様々な施策を実施しています。

また、平成21年3月には、「日光市男女共同参画推進条例」を制定(平成21年4月施行)し、市、市民、事業者などが協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に位置付けた事業を展開しているところです。

平成22年3月には、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DV 予防から被害者の自立支援までを、総合的かつ一体的に推進しています。

この報告書は、条例に掲げる年次報告に基づき、プランの施策の進捗状況を的確に把握し、点検・検証・公表を行い、施策に反映させながら、着実に男女共同参画を推進していくことを目的として作成しています。

今回は、プラン策定後3回目となる平成22年度の報告です。

成果指標では、目標に達した指標は24項目中、8項目でした。目標年度となる23年度は、より多くの項目で目標に達成できるよう、施策を実施していく必要があります。今回は特に、男女共同参画に関する市民アンケート関係の成果指標を示すことができました。アンケート回収率は12ポイント増加し、社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合は2.7ポイント増加しました。少しずつですが、男女共同参画社会づくりが進んでいると考えられます。しかしまだ十分ではないことは間違いありません。

当市が目指す「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」とは、すべての市民が、自ら希望する生き方を選択することができ、尊重し合い、協力し合い、責任を担い、その能力を十分に発揮しながら生きがいを感じることでできる社会です。

そのためには、社会全体のあらゆる視点から施策を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消や、仕事中心の生き方の見直しといった、意識や社会構造を改革していく必要があります。

今後も、男女共同参画社会づくりに向け努力していきます。



第3章 参考資料



1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯

年度	市と市民の取組みの経緯
H17年度	平成18年3月20日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村で合併、企画部に男女共同参画課を設置。
H18年度	<p>・「日光市男女共同参画社会づくり市民会議」 平成18年6月、学識経験者、関係機関・団体、公募委員などの男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を持つ市民の推進組織として設置。</p> <p>・「日光市男女共同参画社会づくり推進本部」 平成18年6月、行政の推進組織として、市長を本部長として設置。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成19年3月17日(土) 場所：今市文化会館 演題：「ありのまま そのままに生きる」 講師：真屋順子(女優)さん 高津住男(俳優)さん 夫妻</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成19年2月5日 今市高校 演題：「終わりのないドラマがこれから始まる」 講師：日本IBM(株)ゼネラル・ビジネス事業担当執行役員 鷲谷万里 <日光地域> 平成18年12月21日 日光総合会館 演題：「夢を走り続ける女たち」 講師：スポーツジャーナリスト 増田明美 <藤原地域> 平成18年11月10日 藤原総合文化会館 演題：「女だけじゃだめなのよ、男も一緒に、がんばらない介護」 講師：野原すみれ <足尾地域> 平成18年11月26日 足尾公民館 演題：「ありがとうの心で」 講師：男女共同参画課長 福田英子 <栗山地域> 平成19年2月2日 栗山総合支所 演題：「“テレビ寺小屋” から学ぶ男女共同参画」 講師：フリーアナウンサー 松田朋恵</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 創刊号 平成18年10月31日発行 第2号 平成19年3月15日発行</p> <p>・男女共同参画に関する市民アンケート 平成18年10月1日現在市内に住所を有する満20歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に2,000人抽出、平成19年3月報告。市民の男女共同参画に関する考えや意見・実情を把握し、男女共同参画の基本計画策定</p>

H18 年度	<p>や施策推進の基礎資料とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。
H19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画プラン日光」 男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の策定委員により、平成18年度から2か年にわたり検討し、平成20年3月策定。 ・「日光市女性団体連絡協議会」 平成19年6月21日、女性の地位向上と男女共同参画の推進を目的に、合併前の平成17年度より、交流会や設立準備会を重ね、市内8団体により設立。 ・「栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会」 平成20年2月25日、県から委嘱されている日光市内の栃木県男女共同参画地域推進員により、男女共同参画の推進を目的に、平成19年11月より、5回の設立準備会を重ね設立。 ・男女共同参画宣言都市奨励事業 日時：平成20年3月15日(土) 場所：今市文化会館 演題：「一人ひとりが輝こう・・・私の個性も あなたの個性も」 講師：弁護士 住田裕子さん ・男女共同参画セミナー <ul style="list-style-type: none"> <今市地域> 平成19年10月29日 今市高校 演題：「自分らしく生きるために・・・」 講師：住友信託銀行(株)CS推進部長 矢島美代 <日光地域> 平成19年11月21日 日光総合会館 演題：「地域づくりは、人づくり」 講師：栃木県シルバー大学校中央校講師 高尾憲弘 <藤原地域> 平成19年11月8日 日光商工会議所鬼怒川事務所 演題：「男女が共に生きる歓びを分かち合う心」 講師：心理カウンセリングルーム「ハートピット」所長 山崎雅保 <足尾地域> 平成20年3月23日 足尾公民館 演題：「あたしメッセージ」 講師：親業インストラクター 斎藤エツ子 <栗山地域> 平成20年2月5日 栗山総合支所 演題：「おかみさんパワーでまちおこし」 講師：協同組合浅草おかみさん会理事長 富永照子 ・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」

H19 年度	<p>第3号 平成19年9月25日発行 第4号 平成20年2月25日発行</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成19年12月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
H20 年度	<p>・「日光市男女共同参画推進条例」 学識経験者や公募委員、男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の検討委員により、平成19年度から2か年にわたり検討し、平成21年3月制定、4月施行。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成21年3月7日(土) 場所：今市文化会館 演題：「男と女のあり方が変わる 経済も変わる」 講師：経済アナリスト 森永卓郎</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成20年10月20日 今市高校 演題：「私がレーザーで原子を見る物理の研究者になったわけ」 講師：独立行政法人理化学研究所仁科加速器研究センター 前任研究員 松尾由賀利 <日光地域> 平成20年10月31日 日光総合会館 演題：「男女共同参画社会づくりは家庭から」 講師：学社融合研究所代表 越田幸洋 <藤原地域> 平成20年10月21日 藤原総合文化会館 演題：「肩の力を抜いた子育て」 講師：保育施設りんごの木代表 柴田愛子 <足尾地域> 平成20年12月8日 足尾中学校 演題：「男女共同参画って何？～女性と男性の役割について～」 講師：栃木県男女共同参画地域推進員 中元仁子 <栗山地域> 平成21年2月5日 栗山総合支所 演題：「妻が僕を変えた日」 講師：中央大学法学部教授 広岡守穂 <自治会特別セミナー> 平成21年2月19日 藤原総合文化会館 演題：「今求められている男達の連帯と助け合い ～父子家庭体験から見てきたもの～」 講師：元毎日新聞編集委員 重川治樹</p> <p>・男女共同参画広報紙「は～とふる日光」 第5号 平成20年9月20日発行 第6号 平成21年3月23日発行</p>

H20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画推進のための職員指針」 「男女共同参画プラン日光」に掲げる行政の推進体制の充実のため、平成 19 年度から2か年にわたり、行政の推進組織である「男女共同参画社会づくり推進本部推進班」にて検討し、平成 20 年 12 月 10 日、指針及びガイドブックを策定。 ・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 20 年 11 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催
H21年度	<p>機構改革により、「企画部男女共同参画課」から「健康福祉部人権・男女共同参画課」となった。新たに、ひとり親支援及び婦人保護業務が加わった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」 関係機関や公募委員から選出された10名の検討委員により検討し、平成22年3月策定。 ・「男女共同参画審議会」 平成21年10月1日、学識経験者、関係機関からの推薦、公募委員16名による男女共同参画に関する調査や審議をおこなう審議会を設置。 ・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者の表彰制度を開始。男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて表彰。 2件 日光交通株式会社 個人酪農家 石川正美・石川昌子 ・男女共同参画の施策等に対する意見等の申出制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画の推進に係る意見等の申出を開始。 ・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。平成 21 年度の状況について報告。 ・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 22.年 3 月13日(土) 場所:日光市藤原総合文化会館 演題:「この世に生まれ、生きて、生かされて・・・ ～あと一歩前へ踏み出したいあなたへ～」 講師:家田荘子(作家・高野山真言宗僧侶)

<p>H21 年度</p>	<p>・男女共同参画セミナー</p> <p><今市地域> 平成 21 年 10 月 19 日 今市高校 演題:「なりたい自分は、自分の中に！」 講師:RE Learning(リ ラーニング) 代表 秦野玲子</p> <p><日光地域> 平成 21 年 12 月 15 日 日光公民館 演題:「ボーダレス! 男女共同参画社会と国際理解」 講師:堀内ベバリー(アメリカ)、小椋霞(中国)、ジョーンズ久子(オーストラリア)、宮地ゆみ(ピアノ)、谷津真(ケーナ)</p> <p><藤原地域> 平成 21 年 11 月 18 日 藤原総合文化会館 演題:「輝くシニアライフを迎えるための条件とは」 講師:佐野短期大学 社会福祉学科教授 山田昇</p> <p><足尾地域> 平成 22 年 1 月 10 日 足尾中学校 演題:「若人よ! 広い世界へ羽ばたけ! ~夢に向かって走ろう~」 講師:(有)西野企画 西野裕子</p> <p><栗山地域> 平成 22 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題:「新しい自分づくりとまちづくり~初めの一步を踏み出そう~」 講師:作新学院大学 総合政策学部教授 橋立達夫</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスセミナー (財)21 世紀職業財団栃木事務所との共催により開催。 平成 21 年 10 月 7 日 中央公民館 演題:「ワーク・ライフ・バランスによる職場活性化で不況を突破する」 講師: 東レ経営研究所 渥美由喜</p> <p>・男女共同参画広報紙 「は~とふる日光」 第 7 号 平成 21 年 9 月 25 日発行 第 8 号 平成 22 年 3 月 25 日発行</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 21 年 11 月 28 日~29 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
<p>H22 年度</p>	<p>・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて2件表彰。 東武バス日光株式会社 社団医療法人 明倫会</p> <p>・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。 平成 22 年度の状況について報告。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 23 年 2 月 5 日(土)</p>

H22 年度	<p>場所:日光市今市文化会館 演題:「自分を生きるということ」 講師:吉永みち子(ノンフィクション作家)</p> <p>・男女共同参画セミナー</p> <p><今市地域> 平成 22 年 11 月 15 日 今市高校 演題:「なりたい私を考える」 講師:ヤマハ発動機(株) 神開華子氏</p> <p><日光地域> 平成 23 年 2 月 18 日 日光公民館 演題:「地域から考える男女共同参画社会」 講師:作新学院大学女子短期大学部教授 加藤千佐子氏 かたりべ杉並木 代表 小林キヨ子氏 他4名</p> <p><藤原地域> 平成 23 年 1 月 20 日 藤原総合文化会館 演題:「自分の可能性再発見 自分らしく生きることを楽しみましょう」 講師:特定非営利活動法人RDA宇都宮 理事長 井原昌代氏</p> <p><足尾地域> 平成 23 年 1 月 9 日 足尾公民館 演題:「船出の日成人式を迎えて～国際人として大きな世界へ船出せよ～」 講師:(有)西野企画 代表取締役 西野裕子氏</p> <p><栗山地域> 平成 23 年 3 月 3 日 栗山総合支所 演題:「気持ちを伝え合うコミュニケーション」 講師:フリーアナウンサー 白井佳子氏</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスセミナー 平成 22 年 10 月 19 日 中央公民館 演題:「ワーク・ライフ・バランス これからの時代の男性・女性の生き方」 講師:神戸常盤大学短期大学部准教授 NPO法人ファザーリング・ジャパン理事 小崎恭弘氏</p> <p>・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 9 号 平成 22 年 9 月 24 日発行 第 10 号 平成 23 年 2 月 25 日発行</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 22 年 11 月 26 日～27 日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会(サポートセンターまつり)を開催</p>
--------	--

2. 日光市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条－第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条－第18条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第19条－第23条)

第4章 日光市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人の心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における

活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

- 2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。
- 3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に発揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男

女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に係る意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第22条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところに

より、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第4章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第24条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。

3 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。